

第五十五回 参議院 地方行政委員会 會議録第八号

昭和四十二年五月二十三日(火曜日)

午前十時五十三分開会

委員の異動

五月二十日

辞任

塩見 俊二君

補欠選任

木暮武太夫君

出席者は左のとおり。

委員長

仲原 善一君

理事

林田悠紀夫君

吉武 恵市君

松澤 兼人君

原田 立君

沢田 一精君

高橋文五郎君

津島 文治君

中村喜四郎君

林田 正治君

鈴木 壽君

林 虎雄君

市川 房枝君

藤枝 泉介君

自治 大臣

宮澤 弘君

長野 士郎君

事務局長

鈴木 武君

説明員

自治大臣官房参

事官 志村 静男君

本日の会議に付した案件

○地方公務員災害補償法案(内閣提出)

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○地方行政の改革に関する調査(昭和四十二年地方財政計画に関する件)

○委員長(仲原善一君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方公務員災害補償法案を議題といたします。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○鈴木壽君 実は基金のことにつきましてお尋ねをしますが、地方団体から負担金で補償をやっていくという、こういうことなんでしょうが、地方団体の負担の率等については、まだこれは最終的にはきまっていないわけですね、予定してないわけですね、その点はどうか。大体はこの前ちょっと資料で見えておりますけれども、どうです。こういう程度でやっていくんだという最終的なところまで、まだいっていませんか。

○政府委員(長野士郎君) この前お示しいたしました基金の事業活動の基礎になりますところの負担金の率の試算表をお手元に差し上げたのでございますが、それで大体、教育職とか警察、消防職員あるいは公営企業職員、船員、その他の職員に分類をいたしまして、そして過去の災害補償の実績等から一定の率を現在試算いたしておりますが、この表によりまして、この前も御説明申し上げましたが、総額が十五億六千九百万円、十五億七千万円ほどになっております。ただ、それに対して、なほ多少未確定の要素がございますので、そういうものの影響を考慮いたしますと、十七億円を上回るということになりはしないだろうかとい

うふうに考えております。

大体この基金の費用の総額は、そういう意味で十七億円を上回るぐらいのところではないかというところになります。そのうちの九〇〇程度のは、従来からの試算表の中にあります参考のところにも書いてありますが、十五億をこえるものとして、九〇〇程度のもので補償に要する費用になるであろう。それから四〇〇程度のもので福祉施設に要する費用になりはしないだろうか。四〇〇として大体七千万円程度ということ考えられますが、それが福祉施設になりまして、一億四千万程度、七〇〇程度のもので事務に要する費用になりはしないかという、ほかの災害補償の実績等を勘案いたしまして、大体そういう目算を現在つけておりますが、なほ、さらに精査をいたしていきたいと思っております。

○鈴木壽君 福祉施設の費用を大体四〇〇ぐらい、およそ七千万円程度と推定される、こういうことなんでありまして、これによって、いわゆる福祉施設というものをいかなるものと考えているのか。

○政府委員(長野士郎君) まあ、当初でございますが、福祉施設は四十七条で予定しておりますが、外科後の処置に関する施設とか、休養、療養に関する施設、リハビリテーションの施設、いろいろ今後充実していくことになるわけでありまして、とりあえず、やることを予定すべきだと考えておりますのは、いわゆる休業援護金の関係でございます。休業補償につきましては、この法律上は六〇〇でございますが、これにプラスする二〇〇分を福祉施設の休業援護金として、これは福祉施設という中でやるのだそうでございます。そういうものとして考えたい、これが大体大部分、当初の考えとしては大部分でございますが、そのほかにいわゆる義肢とか義眼とか、補聴器の

ような補装具の支給等のことを行なうことはどうしても必要だと思っておりますので、そういうものを予定したいと考えております。

○鈴木壽君 まあ、いわゆる施設の問題はお話しのように四十七条に掲げられてありますが、私、具体的に現在の時点でどういうことを考えているのかというので、それは「外科後処置に関する施設」「休養又は療養に関する施設」と、こうあるのですが、たとえば「休養又は療養に関する施設」として、どうしたものかを考えているのか、それがもし大体構想があったら、こういう質問でございます。

○政府委員(長野士郎君) この福祉施設としての具体的な施設は、すぐにこれを保有するといふわけにもまいりませんので、当初は、先ほど申し上げましたような休業援護金として金を支給する、休業補償の上積みとしての金を支給するといふことを中心にしていきたい、こういうふうに考えております。

○鈴木壽君 もちろん、こまかいことは、こまかいといったらいいか、具体的なことは、今後基金ができてからということにならざるを得ないと思っておりますけれども、まあ私は、いまの時点で特に聞きしたのはいわゆるこういう法律をつくり、基金をつくりやっていくというからには、やっぱりいまの時点で予想されるこういうもの、こういうものというものを、一応考えてしかるべきじゃないだろうか、こう思ったんです。しかし、これはいま言ったように、いずれ今後この法律ができ、基金ができ、そうした上でやられると思えますから、それ以上触れないことにしましょう。それから事務費関係でございますが、五〇〇ないし七〇〇ぐらい、約一億円、こういうお話であります。これは中央の基金並びに地方の支那、こういうものを全部含めてそのように考えているわけな

んですね。もし、そうだとすれば、中央の基金なり、それから地方の支部等において、現在の時点で考えられる事務機構なり人間なりというようなものは、これは大体予想しておられるだろうと思ふんですが、そういう点はいかがでしょう。

○政府委員(長野士郎君) お話のように本部と支部とございまして、支部は都道府県のいわゆる政令指定市、六六市に設けることが適当ではないかと考えておりますが、本部には二十人程度の職員を置きまして、総括をする担当のところで、補償を実施をいたしますと、そういう三つの組織を考えたまいりたいというふうに思っております。

支部につきましても、大体同じようなやり方になると思いますが、支部は、人数にいたしまして、個々には多少違ふとは思いますが、規模によって異なりますが、大体二、三人程度から、実情に応じて必要となるのはそれ以上の職員を置くようになるかもしれないと思ひますけれども、そういうことで考えていく。そしてこの二十人程度というのは、大体現在の消防関係の基金と同じような規模でございまして、大体そういうところでの事務費の関係をみますと、それを勘案いたしますと、本部で四千四、五百万円程度、それから支部で五千四、五百万円程度のところが所要経費として必要ではないだろうか、現在このように考えております。

○鈴木壽君 この基金の事務について「地方公共団体の便宜の供与」ということで十三条に、地方公共団体に所属の職員その他を「基金の業務に従事させることができる」、こういうことがございまして。そういう場合に、いまのお話の、たとえば本部で二十人、支部で、一様には言えないけれども、二、三人くらい、こういうお話を私聞きました、このほかに地方公共団体から、これはもちろん、必要があった場合ということでございましょうが、地方公共団体の職員、その他地方公共団体に使用される者が基金の業務に従事するんだ、こういうことではございませうか。

○政府委員(長野士郎君) お話のとおりでございまして、支部としての業務にかなり切りの者が、先ほど私が申し上げましたのは、一つの支部で最初二、三人はどうしても必要だ、それで規模によつては、それはもっと必要かもしれないけれども、大体そういうことを予定しておるといことを申し上げたわけでありまして。ただ都市等におきまして、公営企業の関係の職員などが多い団体になりますと、勢いの災害補償法の関係なども多くなつてくる。これが予想されますので、そういうところでは、もっと実情に応じてふやさなければならぬと思つております。それから、そういうかなり切りの職員と、それから一部業務を協力してもらつたというものと、いろいろあるわけでございます。いま申し上げました職員は、かなり切りでひとつやめてもらつた職員を考へております。そして支部の職員には、基金の職員というものはなるべく置かないようにいたしまして、むしろ地方団体の職員を支部の職員として支部の業務をやつてもらつた、かなり切りでもやつてもらつた、こういうふうなことにしたいと思つております。と申しますのは、人事の配置その他、どうしてもその支部の職員であることのほうが、職員の仕事の執務の体制から申しまして、また職員自身の将来の問題を考えたとしても、そのほうが望ましい場合が多いようにも思ひますので、そういうために、地方団体の職員をそれに充てると申しますか、そういう意味で地方団体の協力を頼みたいというふうに考えております。

○鈴木壽君 そうしますと、十三条の、いま私のお尋ねしておるところのものは、あれですか、かりに支部なら支部というものを例にとりますと、支部にも専属といつていいかどうか、いずれ支部の基金の職員というのは、あまりそうしたことをしないで、地方公共団体の職員で、身分はそのまゝにして、そういうことを可能ならしめるための条文的な措置としてとつておる、こういうことなんですか。それとも、これは基金の職員として、もと

もと専門のあれがあつて、さらに業務によつて、いろいろな手が足りないとか、あるいははかなりの、何といひますか、効率的にはやはり人を使わなければいけないという場合に、地方公共団体からその必要な職員を回して仕事をさせるんだ、こういうふうなかなと、こう思つたんですが、最初から基金に専属する職員というものは、地方支部の場合には置かないという、こういう考え方のんですか。その点どうですか。

○政府委員(長野士郎君) もちろん、お話のように、支部に基金の職員を置くことは当然であるわけでございますが、現在、公務災害補償の関係の仕事に従事しております、また府県なり五大市の職員、まあ一番知識と経験を保持しておるわけでございます。結局、正直に申しまして、その人たちの能力なり事務処理の助けをかりなければ、基金の出発が困難でございます。その人たちの身分を基金の職員にすつかりとつてしまふといふことは、なかなか実際問題として困難でございますし、そういうことをいたしますことが、本人たちの将来の問題、予想しないような問題もあるやうでございますので、出発の当初でもございまして、最初はやはり地方団体の職員に、いわば基金の職員の業務をしてもいいまして、そしてその業務をやつてもらつたやうにすると、こういうことが、一番実際に合つておるのじゃないかといふふうに考えておるわけでございます。

ただ、将来だんだんと基金の運営というものが軌道に乗つてまいりました場合には、そしてまた、基金の業務が支部において相当量あるというやうなことになるまいりました場合に、基金固有の職員を置くことが適当だ、むしろ適当だといふやうなことになるまいりましたときには、これはやはりそういう職員を置くようにはもちろんだといひたいと思ひます。で、お話のように十三条の規定を、最初からすつかりその規定にたよるといふ意味でもございませぬけれども、実際問題として、公務災害補償の実施をそれぞれの府県、六六市の担当の職員が処理しておる現状でございますので、そ

の職員の力をかりて支部の開設をいたしたい、こゝう考えておるわけでございます。

○鈴木壽君 その場合、そうしますと、基金の仕事をする地方公共団体の職員で、身分はその団体の職員としての身分を保有すると。それから、給与はどうなります、そういう場合に。

○政府委員(長野士郎君) この地方団体に使用される者を基金の業務に従事させるということでございます。お話しのように身分もその地方団体の職員でございまして、給与もその地方団体で払つてもらつた。したがつて、この場合の事務費といふものは何だということになりますと、公務災害の業務を行ないますから、そのために具体的ケースについて調査をいたしました、認定をいたしましたための審査をいたしました、いろいろいたします。そのために、あるいは必要があればよそへ出かけていくこともございませうし、専門家の意見を聞かなければならない場合もございませう。そういうやうな経費は、これは基金の費用から出さないと、そこまで地方団体に負担をかけるということとは、これはできないだらうと思つておるわけでございます。

○鈴木壽君 ちょっとあれだな、何といひますかね、そうしますと、中央の本部、まあ中央の本部といつてはあれですけれども、その場合の職員は、これはどうなりますか。これは基金の雇用といひますか、専属といひますか、そういう職員としてですか、それともまた、どこかの地方団体からいまのお話のように、身分、給与、その他そのままに据え置いて、ただ仕事を基金においてやるのだ、基金の仕事をするのだという形になりますか、どうですか、中央の場合。

○政府委員(長野士郎君) 中央の場合には、これは基金固有の職員を置くということにいたさざるを得ないと思ひます。

○鈴木壽君 その場合に、中央の基金の職員の何といひますか、身分、これは基金の職員だといふことでしょうか、たとえば地方公務員とか国家公務員とかという、こういう仕訳の中からすれば、一

体どういふところになりますか、地方団体関係団体職員ですか。

○政府委員(長野士郎君) 基金という法人の職員でございますから、大体特殊法人でございますが、言ってみますと、公団や公社に近いような職員ともいえるわけでございまして、地方公共団体の団体共済というのがございまして、あの団体共済には、この職員が入るようになって考えております。したがって、地方団体に変わって業務を行なっております。そうしてその職員の給与とか身分の扱いが、地方公務員に準じたものである、そうしてこれは、法律上の機関としてつくられるということでございますので、地方団体に準じた、そういうところの職員ということに考えております。

○鈴木壽君 お話のように、地方団体関係団体の職員というのがありますね。共済等に組み入れて、そういう意味で共済の適用になるようにしたのがありますが、そういう扱いはそれは当然だと思ひますが、その職員が、たとえば災害を受けたというような場合は、いわゆる地方公共団体の職員のこの法律の中に含まれるのですか、どうですか、これは。

○政府委員(長野士郎君) お話のような点について、いろいろ検討いたしましたのでございますが、やはりその職員につきましては、地方公共団体の職員でございまして、いわゆる労働関係の任意加入をいたすか、それとも職員の公務災害につきましても、ほつておけば労働基準法の最低基準の適用がある、ちょっとそれは何かこの中に入れる方法はと思ひましたのでございましてけれども、たてまえ上そういうことはできないわけでございます。

○鈴木壽君 共済のほうには入れますか、入れませんか。もしやるとすれば、いまの法律の中にはありませんよ。これから出てくるのですけれども。

○政府委員(長野士郎君) 附則におきまして、地方公務員等共済組合法の一部改正というのを第十九条で考えております中に、法案の六三ページで

ございまして、六三ページのまん中に、「第七十四条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。」というので、「地方公務員災害補償法第三条に規定する地方公務員災害補償基金」というのを加えることにいたしておりますが、これがいま先生御指摘になりました団体共済の適用を受けるために、共済法の改正をこの附則でやらしていただくという関係の規定でございます。

○鈴木壽君 じゃ、あれですね。いまのあげられました六三ページの「地方公務員災害補償法第三条に規定する地方公務員災害補償基金」というこの項目による、当然の団体の職員として共済等に加入できるんだと、これ間違いありませんね。

○政府委員(長野士郎君) そのとおりでございます。

○鈴木壽君 中央はわかりました。地方公共団体の職員の、さっきの第十三条の問題ですが、実態は、仕事の内容あるいは仕事をしなきゃいけない対象、これはやっぱりいままでも地方公共団体において、そういう仕事をした人たちが一番いいだろうと思ひます。しかし、こういう基金をつくって、そしてそれぞれ中央あるいは各支部をつくる、支部においてそういう業務を行なうといった場合に、何か臨時的なといいますか、あるいは、どうしても専属の職員だけでは足りないというような場合に、公共団体の職員をして、いわば手伝わると、その仕事に従事させるということ、これは当然あつてもいいと思ひます。初めからどうですかね、これは。たとえば、これはまあ多少性質が違ふかもしれないけれども、選挙の事務の職員——しかし、これはそれこそ、事あれば町会あるいはその他の人が全部——全部と言っちゃ悪いけれども、たくさんの方が手伝わなければならぬと、こういうこともありますから、私はそれはそれでいいと思ひますが、最初から、お話しのように、基金のこの機関の固有の職員、あるいは専属の職員、こういう言い方がいいのか、ちょっといま適当なことばが見つかりませんが、

いっそそういう職員を置かないで、最初から地方公務員の団体の、公務員の、たとえばこれは普通の場合は県庁なんか呼ばれるでしょう、大体そうだと思います。六大都市——大都市の場合は別ですが、大体県庁へということになるだろうと思う。県庁の本来的な仕事を持っている職員が、まあ、二人でも三人でも、このために全然本来の仕事をしなくて、こっちへ向かわなければいけないと、こっちのことをしなければいけないと、しかもそれに対しては給与も全部払ってやるといふことになるんですね、ちょっとこれはおかしいじゃないですか。そこら辺、どうですかね。

○政府委員(長野士郎君) 先生のおっしゃいます、最初からそういうことをするというお話でございますけれども、まあ、むしろ実態からいいますと、最初からそういう発足をせざるを得ないという感じのところ強いわけですね。将来基金の運用が軌道に乗ってまいりまして、財政的にもゆとりができて、見通しがつくということにもちろんなつてまいらると思ひますが、そうなつてきたならば、専門の職員を置くということも当然考へられるし、また、それは初めから予定しないといふのじゃなくて、もちろん予定をしているのでございまして。したがって、この条文は、先生のおっしゃいますように、臨時に非常に必要な場合の協力を求める程度のものでないかというお気持ちも含めた規定でございまして。しかし、それで最初からといわれても困るものだから、やはり最初は、むしろそういう専門家の協力を得なければ基金の支部の業務の発足ができませんので、そういうことにいたしたいと考えているのでございまして。もちろん、たてまえから申しますと、地方団体の職員、特に府県の場合でございまして、市町村の業務についてまで仕事をやるわけでございますので、どうかという気持ちももちろんございまして、どうかという気持ちはもちろんです、関連の深い関係の職員がその事務に従事するといふことをやっているわけでございますが、同

じようなやり方が、事務処理の能率からいいますと、むしろ便利場合が多いわけでございます。また、かたがた、最初はそういう専門家の協力を得なければ出発できませんので、ぜひそういうことでやらしていただきたい、こう考えておりますが、将来軌道に乗ってまいりますれば、お説のように、専門の職員も当然置くべきところへは置くようになっていくと考えております。

○鈴木壽君 あんまり局長ね、現実のそれと妥協し過ぎるような感じするんですがね。それはわかりますよ、私ね、お話を。だけれども、これはもう、もともと基金というのは、地方公共団体が本来やるべき仕事をかわつてやるためにできたやつで、ですから、かわつてやるだけの人間なり仕事の機構なり、やり方なりというものは、もう最初から、なければいけない。ただ、しかし、最初であるがゆえに、仕事についてのなれ、あるいはふなれというようなこと、これは当然ありましようから、そういう意味での地方公共団体の従来からやってきた、いわばあなたがたがおっしゃるような専門家がいた人たちが協力させ、援助させる意味でその仕事をさせるということ、これは私はあつてもいいと思ひます。最初だから、最初からそのお話しのようなことではないということ、基金、一体、たてまえどこかへ飛んじまつて、これは少しきつような言い方かもしれないけれども、地方公共団体、かりに三人なら三人提供すると、それだけ従来遊んでいるような人をやるわけじゃないです。それは災害補償に關しての仕事は、今度抜けるかもしれないけれども、だから抜けたから今度こっちに移して、それで全体の定員とか、事務のね、仕方とか、それでいいかという、私は必ずしもそうはいえないと思ひます。まあ、こまかいことのようにですがね、そういう問題、私はあると思ひます。だから初めからですね、全部が全部、その地方公共団体からの職員でその仕事をしてくいふということ、これは一月、二月——発足当時のそれならともかくですよ。私はやはりこれはおかしいと思ひます。たてまえは私

は、三人必要だった三人ということにして、あるいは三人一度に全部そういう人をそこへ置くということはできないとしても、二人でも置いて、そうして足りないところへ、さっき言ったように、あるいはまた足りないというよりも、むしろ仕事になれておらない部分をやってもらうために、そういう団体から一人か二人やってもらう、こういうのは私、繰り返し申し上げますが、あつてもいいと思うし、實際上やらなければいけないと思うんですが、どうですか。最初から肩がわりしてやるようなかっこうというのは、少しおかしいんじゃないですかね。どうですか。やっぱりたてまえだけははっきりひとつやっておいて、実際の問題で、なお足りないとか、あるいはふなれだとかいうことを補うために、地方公共団体の所属の職員をしてやらせるという、そういう形にやっぱりするべきだと思うんですが、これはどうですか。

○松澤兼人君 いまのこと、なかなかむずかしいので、私もちょっとその問題触れたんですけども、局長はたんとんとして、あたりまえのようなことにお答えになっておるんですが、一つの考え方としては、そういう熟練の人を基金でもらうてしまふ。全然基金の公務員という職員にしてしまつて、でなければ、身分は市のほう、地方団体のほうに置いておつて、一定期間出向してもらふ。そうすれば身分とか、あるいは権利義務の関係ははっきりすると思うんです。身分は地方に置いたまま基金の仕事をするということですか。それから、そこにおかしなことが起こってくると思うんですよ。そんなことは万一にもないと思いますけれども、市長がこうしろと言うのに、基金はこういうふうにしろと言う、命令が二途に出るといふようなことがあった場合に、地方団体に所属している職員が、どちらの言うことを聞いているのかと、むずかしい問題が出てくるんじゃないかと思うんですが、そういう関係はどうですか。まあ事務的なことから、そんなに食い違ふことはないだろうと言つてしまえばそれまでです、また、

多少食い違つたつて、自治省なり、あるいは基金の考えでどうしなさいと言へば、それまでもかもしれませんが、まあ身分がそういうふうになつていふ限り、やはり身分に対する任命権者といふんです。そういうものの力というものは、地方公務員法の立場からいへば、どこまでも守つてやるとか、あるいは尊重していくということがたてまえじゃないかと思うんです。そういう仮定の問題は答弁しにくいと思いますが、身分関係をはっきりするというのが第一だと思ひますね。

○政府委員(長野士郎君) 私どもお話しの意味はよくわかるわけでございます、なるほど、それは基金の職員を専門的な職員を置くということがたてまえであるというふうにも考えております。それから、御説明が十分でなかった点があるかも知れませんが、本部は基金がやりまして、支部をそういうふうな四十六府県、それから六大市に置きます。で、支部長を、むしろ府県知事、市長を支部長にお願いしようと考えております。そして、そういう意味で地方団体としての協力的体制と申しますか、そういうものをひとつきちんといたしまして、そして職員の協力、地方団体の協力を求める、こういう形を整えていくという考え方でございます。

実際問題として、基金の職員というものを支部に置きます場合でも、いま先生お話しになりましたように、その市の職員なり、府県の職員を、何らかの形で出向とか、いまのいろいろお話しがありました、そういうふうな形で職員に切りかえるというふうなことしかできないだろうと思つております。また、そのほうが将来、その職員の将来の身分保障と申しますか、そういうことにも役に立つわけでございます。また、そうでないと、いい人が得られないということにもなるかと思ひます。

それから、地方団体にこの仕事をやらせるといふことになれば、地方団体はそれだけ食い込みになるではないかという鈴木先生のお話、これもご

もつともでございますが、ただ、基金の仕事は、地方団体にかわつて行なうのでございますから、従来地方団体としても、そういう公務災害補償の仕事をやつておつたわけでございます。それを支部という形において処理するということになりますので、それほど食い込むというふうなことはない形で運用もできるんじゃないかと思ひます。

それから御説明について、私がむしろ実体論と申しますか、実情論に多少傾き過ぎた御説明を申し上げた方がいいかと思いますが、実際問題として、最初の出発点から、支部に専門的な職員を置いて発足するということは、理想的でございます。いふまでもなく、実際問題としては、現在その事務に従事して精通しております人にやつていただくというふうにならざるを得ないということを、少し私が説明として申し上げ過ぎたかと思ひますけれども、おっしゃる意味は、私もよくとらえておると思つております。それと申し上げておるのと、それほど違つてゐるわけではないと考えておるのでございます。

○鈴木壽君 何だかおかしいよね。私は最後に申し上げた、その地方団体の事務のほうに支障があるんじゃないかという、これは実態からすれば、あるいはお話しのように、たいしたことじゃないかもしれない。従来やつていた仕事をその人がしていくんだから。ところが、従来こういうふうな仕事をやるために、たとえば県庁なんかの例をとつて見ても、三人くらいで専門にそれにかかつてゐるというわけじゃないんですよ。こういう問題は、二人や三人がそれ専門で、ほかの仕事一切やらなくて、これだけかという、そうじゃないんですよ。出てきた場合に、その担当はきめていますけれども、ふだん日常あんまりあることではないものです。これはほんとう言へば、ですから、他の仕事をやりながら、なお自分の所管事務の一つとして——自分じゃない、そのものの所管のこととして、災害に関するということのようなことがあるかもしれないけれども、それオンリーじゃないわけですね。私はそれだと思ひん

です。しかし、私が言うのは、だからこういうことを言うよりも、むしろやっぱり、たてまえ上、こういう基金をつくり、支部をつくつてやつていく。そういう一つの機関ができるのだから、やっぱり最初からそういうことでやつていくべきじゃないか。なお足らざるところは、おっしゃるやうに、いろいろな形で協力し、あるいはその仕事の分担をしてもらうというところは、私はあつてもいいと思ひます。——そこら辺ですね。

確かに発足当初ですから、そういう事務関係といふんです。運営関係の経費といふことも心配されておるようでありまして、しかし、だからと申して、その仕事を、本来これは地方公共団体においてやつておつた仕事だからというふうな考えで、その経費まで——給与等含めてですよ、その経費まで地方団体に負担しておいていいというところは、ちょっとおかしいと思ひます。これは、身分は身分として、給与は基金から出すというくらいだったら、またある意味においていいんじゃないかと思ひます。また、どうですか、その点。ちょっとあんまり便宜主義といふすか、こうやつてしまつてはおかしいんじゃないかと思ひます。それと、私はいささか。これはかりに三人の給与、そんなに大きな金でもない、そんな大きな金でないから、地方団体だつてたいしたことはないじゃないかと聞ければあれですが、しかし、やっぱり私はひとつのたてまえといふんです。筋といふんです。何べんも言うやうに、一応は足りるやうなところ、不十分なところを補つてもらうための協力というやうなことは、これはやつていただきたい、こういうことが正しいき方じゃないでしょうかね。私はそう思ひます。ですから、もう一度申し上げますが、かりに三人が必要だといふ場合に、三人では、いわば適任者と申しますか、仕事の面からいっておらない、二人しかできない、ある場合によつては一人しかできないという場合もあるかもしれないが、それでもそういう形で出発をして、いま言つたやう

な足りないところをやってもらう、地方公共団体のほうから援助してもらおうとかいうことを最初からやるべきじゃないでしょうかね、だめですか。私は理屈としては、だめと言えないと思うのだが。

○政府委員(長野士郎君) たてまえは全く先生のお話のとおりでございます。私も、できればそのようにしたいと思っておりますが、実際問題として、両方のかみ合わせでございますから、そこは私も考えるほどのこともなく、ほどほどのところで発足できれば一応けっこうだと思ひます。

なお、基金と地方公共団体の協力関係というものにつきましては、いろいろな点で、どこまでを基金が負担をし、どこまでを地方団体支部と申しますか、地方公共団体として協力をしてもらおうかというような点は、いまのお話の趣旨など、もちろんあることでございますし、いろいろ検討して、具体的にはもう少し詰めてこしらえてみなければいけないと思っております。

○鈴木壽君 どうも局長、あなたの話を聞いてみると、もっともだといながら、しかし、やるかやらぬかもはっきりしませんで、私は、たてまえとして、はっきりするのだというたてまえで、実際は場合によってはお話しのようにやれないこともあるのかもしれないが、私が言うようなことを、だからそれはそれとして、たてまえだけは一応はつきりしておいていただかないと、私はこういうものをつくって、さて、その職員は全部、身分から給与から全部、その事務所に置いてあるところの地方団体の負担だぞというやうなこと、これは従来自治省がいつておる、何といひますか、職員の仕事によっての身分のきめ方なり、あるいは給与の負担のしかたなりというやうなことでも、いわゆる財政秩序を確立したとか、なんとかということにも触れてきますよ。少し私はルーズ過ぎると思う。だから実態やってみて、こういうふうにしてやってみても、私はどうしてもできないというやうな場合に、かりにこ

この職員になってくれといつても、いやだといつても、どうしてもできない人もあるかもしれないし、場合もあるかもしれないから、実態の上では、あなたがおっしゃるやうなこともあり得るかとも思ふけれども、それが初めからのもつともなんだといふことでは、やっぱりこれはおかしいと思ふのですけれども、たてまえはこうだといふことは、私ははっきりしておいていただかないと、でないと、この十三条がとんでもないところにかかちまうて、みんな地方公共団体で、これらの地方における支部の人員なりあるいは給与なり、これは全部初めから負担することが、法律上も当然であるといふやうなことでやられてしまひます、あなたのやうな解釈でいくと。

私は、例として適当でなかったかもしれないが、何かあった場合に、たとえば専門の職員でないといふ、とてもやれないので、他から一時的なものですけれどもやっていくといふ、そういう形ならやむを得ない、一つの形としてやむを得ないといふ言ひが、仕事を進めていく実態上いと思ひますけれども、それが初めからそうなるおとこのはおかしい、大臣どうです、これは。

○国務大臣(藤枝泉介君) 確かにおっしゃられるやうに、たてまえとしては、やはり基金の支部にも基金の職員を置くということがたてまえだと存じます。お話しのように、しかし、実際問題としては、なかなかそういう適当な基金の支部特有の職員を求めることが困難で、発足当時においては、地方公共団体の職員がそれをやらなければならぬといふやうなことが、実際に起こるであらうことは予想されるわけでございます。局長もそういう意味で、実際論を少し強調し過ぎてゐるかもしれないが、そのために、これが非常にルーズな解釈といひますか、ルーズな運営になつてはならぬと考へております。

○鈴木壽君 まあその点、これはやはり原則だけははっきりしておいてもらいたいと思ふのです。ですから、くどく申し上げるやうでありますけれども、実際、今度業務開始という場合に、お

しやるやうな事態があるかもしれないけれども、それはそれとして、原則ではないといふことです。いまの局長のお話を聞いておると、あくまでも、しばらくの間、将来これは一年たつたか二年たつたか、将来といふこと、どの程度を言つてゐるのかわかりませんが、それがおそらく既定事実みたいになつてしまつて、将来といふことも発足当初のやうな形ですつといふことにもなりかねないです。ですから十三条にあるやうに、基金の運営に必要な範囲内において、本来基金の人間でやるべきだけれども、なお必要な場合においてといふことで、やはり、たてまえ上はつきりしておく必要があると思ふのです。それでまず一応終わつておきます。

○松澤兼人君 いまの問題、実際は支部長と基金とが話し合うことになるのですか。土地、建物も出さなければならぬ、職員も出さなければならぬ、これは基金が直接やるか、あるいは基金がでるまでは、自治省がおやりになる、どういふ段階で話し合いをなさいますか、任命するやうになるのですか。

○政府委員(長野士郎君) 基金のいまの支部の組織でございますが、本部組織でございますが、そういう関係のこの基本的な問題につきましては、お話しのとおり、設立段階におきまして、設立委員等が選任されるわけでありますが、そういったところで本部の問題、支部の問題を通じて、関係の団体が協議をしてきめていくと、こういうことになると思ひます。

○松澤兼人君 それでは、いま地方支部は二、三人、あるいはもうちょっと必要かもしれない。その何人といふことも、そういう段階で話し合われるわけですか、それともう一つは、土地といつても、土地はほとんど関係ない。県庁なら県庁、市役所なら市役所のどれだけの広さの土地をほしい、あるいは部屋をほしい、そちらのほうでは、知事なりあるいは市長なり、そんなに大きい部屋は困るというやうな話があったとしたら、それもやはり両方話し合ひでやるわけでしょう。やらな

ければ、ただ部屋をいただきたいといふだけでは話はずまいと思ひますが、実際上どういふ手続をなさいますか。

○政府委員(長野士郎君) 実際問題といたしましては、件数等から割り出しをする必要があると思ひますが、それで何名くらいが必要だといふことになりまして、大体事務職員でございますから、それに必要なスペースといふものも、それぞれのところで多少違いますけれども、まあ大体わかるのです。それだけのものが最初確保されればいゝわけでございます。これはそういうことの上で実際は支部にまかせると申しますか、適当に都合をつけていただく、こういうことになるだらうと思ひます。

○松澤兼人君 もう一つは設備ですけれども、「土地、建物その他の施設」といふのですが、「その他の施設」といふことは、どういふことをお考えですか。

○政府委員(長野士郎君) 現在直ちに「その他の施設」で、どういふものかといふことは、実は具体的に予定しておるわけではございません。ただ、基金が福祉施設をいろいろ実施することになるわけでございますので、そういう場合に、関係の地方団体等におきまして経営している施設を利用さうといふことを予想して、規定を置いたほうが適當だと考へておるわけでございます。

○松澤兼人君 では、施設の内容とか種類とかいふものは、いまは考へていないといふことですね。そういったやうなものは必要ないかもしれないが、場合によっては必要かもしれない。それは施設といふか。あるいはその他の機械器具ですか、そういったやうなものも利用されてもらふのは全然要りませんか。極端な場合はそういうことも考へられると思うのですが、この法文からいひて、そういうものを使つてもらへる、そういう内容になるわけですか。

○政府委員(長野士郎君) いまお話しのようなものも、この条文で便宜供与を受けたと考えておられます。

○松澤兼人君 何でも使いたいものだけ使うというわけでしょう。それだったら、やはり地方団体は自分の計画があるし、事務の遂行の能力というものもあるし、迷惑に思うこともあるだろうと思うのです。だから、それは基金だからしょうがないということになるのか、しかし、鈴木君が次の質問に入るようでありますから、私もこの問題についてはこれ以上質問しませんが、要するに、いやだというものを無理に取るようなことをしないように、そのところは十分に話し合つて、双方とも納得づくで支部の事務を運営していくということが、何よりも必要だと思ひます。それは大臣からでもひとつ御答弁願ひます。

○国務大臣(藤枝泉介君) やはり自分にかわつて基金が災害補償をやつてくれるわけでありまして、それから、その間の便宜供与等はやらせる必要があると思ひますが、いま松澤さんが御指摘のように、それだからといって、何でもかんでも基金がわがままを言うということがあつてはならないのであります。それは十分、地方自治体の長と基金側と納得づくで話し合いを進めさせていかなければならないと思ひます。

○鈴木壽君 ちょっと問題を交えて、五十七条ですね、「年金たる補償の額の改定」として、五十七条に、年金等についてのスライドのことが書かれてあるわけでありまして、具体的には、これは年金の改定なんかをする場合には、どういふものを基準に出して、だれが改定を行なうのか、これはどうなんでしょうか。

○政府委員(長野士郎君) お話しのとおり、この五十七条の規定は、自動的にスライドするといふかっこうではございませんで、年金の補償額の改定をこういう状況のもとでは行なうべきものだという方向を示したような規定でございますから、したがひまして、こういう事情に該当する場合には、やはり法律によつて改定措置を講ずるといふ

ことになるのが第一でございます。それから、なお将来問題でございまして、この関係の規定は、恩給法その他の年金制度にもこういう規定が入つておりまして、この運用につきましては、なおそれぞれ関係の機関がこれから協議して検討するということになっておりますが、災害補償だけで考えました場合には、法律の改正といふことも一つでございしますが、平均給与額の算定におきまして著しい不均衡、不公平といふことが生ずるようなことになる場合には、前のほうの条文、第二条でございしましたが、その条文の算定方法の一つとして是正を加えるというやり方は、これは当然でございまして考えております。

○鈴木壽君 お話しのうちに、恩給法あるいは其の法律等に最近これが入つたわけですね。しかし、実質的に具体的に一体どうするのだといふことになると、何か条文のひとつの飾りのみになつてしまつてしまつて、これがさっぱり生きていないといふのが実態だと思ひます。そこで、こういうものを入れるからには、やはりひとつの、ここに書かれた国民生活水準とか、公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合に、こういうことに一つのめどを持つていないと、物価はどんどん上がつていくのに、何年たつても改定されない、公務員給与はどんどん上がつていくのに、それに応じた年金、恩給のスライドがさっぱりされないといふのが現状ですから、それを今度新しく法律をつくつて、基金においてこういうことをしていくという場合には、そういう現在までのいきさつ等からして、これははっきりしためどを持つてやつてもらわないと、さつき言つたように、単に飾りのみになりなつてしまふおそれがあると思ひます。もちろん、自動的にスライドできるというところまでここで書けとは私言ひませんが、一体、公務員給与が毎年のように上がつていく、国民生活の水準といふものも、これはいろいろな見方はあるにしても、とにかく上昇しているといふことだけは確かなんです。物価に至つては、年々何%と

いうように、ああいうふうになつていくのですから、だからそれをいつどこで押えて、どうそれを基準にして、どうスライドさせるかといふことを、やつぱりもっと具体的にしておかないと、役に立たないと思ひます。それはほかの共済とか何かともいろいろ話し合ふとか、そうして最終的には法律によつてやるという話を話し合ふと言つたつて、何をもちに話し合ふのか、私はそういうところをもう少しはっきりしておかないと、繰り返して申し上げますが、単なる法律の、一つの安心を与えるようなことばだけであつて、何も実際に生きてこないと思ひますが、どうです、その点は。

○政府委員(長野士郎君) 御指摘のように、この関係の規定は、非常に政策的な意味で、方向を打ち出してあるというだけにすぎないといふところが、正直のところあるわけでありまして、しかも、また関係のいろいろな年金制度とか、共済その他の関係にもこういう規定がございまして、この運用につきましては、災害補償法だけでございまして、あつたといふことは、なかなか言いにくい事情でございまして、ただ、災害補償について申し上げますと、国家公務員の災害補償にもこういう規定があるわけでございます。これに対して労災保険につきましては、たとえば、いわゆる自動スライドと申しますか、二〇%以上の増減に伴つてスライドをしていくという、そういう増減に伴つて改定をするという規定がございまして、災害補償の関係からいいますと、やはりそういう労災関係のようなスライド制の規定といふものが一つのめどになつて、今後運用されていくことになるのじゃないかと考えておりますが、具体的には、国家公務員の災害補償制度、その他の関係におきまして、実際の運用のめどといふものがこれから具体化するようによつてまいりたいと思ひております。

○鈴木壽君 国家公務員災害補償法もこうなつていふし、他の年金あるいは共済等においてもこうなつていふから、まあこれにも入れたのだといふ

ふうにも聞こえるのですけれども、しかし、入れるからには、やはり私はさつき言つたやうな、この条文を入れたことによつて実効がある、そういうものでないといふかと思ひます。だから、もしこういう新しい法律をつくつて、先日來の話しによれば、現在ある労災関係では一番いいところに持つていったのだ、こういうことなんでありまして、だったら、いま、あなたが引用された労災のほうにありますが平均給与二〇%以上といふふうなこんなものでも一つはつきり入れてもいいと思ひます。ね、実際の適用といふのは別にこれは考へていくと、こういうことなんですか。それしかないと思ひますが、この条文からすれば、気休めにすぎないんじゃないですか、これだけでは。

○政府委員(長野士郎君) やはりこの規定が非常に抽象的で、方向しか述べたにすぎないではないかといふ、気休めじゃないかといふお尋ねでございしますが、しかし、こうやつていろいろ災害補償関係の規定なり、年金関係の規定なりに、こういうスライドの規定が入つてきました以上は、やはりこれに應じた運用といふものは、当然にはからなければならぬことになつてまいらるわけでございます。そのためには、さらに法律改正を要するとか、いろいろな法的な措置が必要だといふ点はございまして、そのためには、その法的な措置を促す一つの根拠がここでございまして、その点を促す一つの根拠がここでございまして、その意味では、こういう制度の改定を促し、非常に前進するために役に立つものではなからうかといふふうによつて考へております。

○鈴木壽君 というあれでしょう、前進するために役に立つという単なる一つの期待であつて、私は実効はあがらぬと思ひますが、現に年金、恩給等において、これは地方公務員の給与に順次スライドしていくやうにやつていくんだといふことを、しばしば政府当局は言つておられます。それが現実の問題としては、多少の手直しは二、三年、毎年のやうにやりますけれども、これはうまくいっていないですね。そういう

ことからしますと、どうもこういういろいろなこととがここに書かれてありまして、一体本気にやるのか、やらぬのか。私は少し悪口のようになりますけれども、単なる気休めでここにこうやって、期待感を抱かせるにすぎぬのじゃなからうかというふうに言いたいんですがね。

ですから、たとえば公務員の給与が、これは何も法律に書かなくても、あなた方がいま持っている考え方の中に、公務員の給与がこういうふうになつたらどうかと、それから物価の上昇が現実にはこうなっているが、将来こうなっていく場合にはこうなんだという、何か一つのものを持っていないと、他のものと協議をするとかなんと言つても、なかなかこれは生きてこないです。私を、せつかくここにこういうものを入れるからには、将来の何といひますか、改善、前進のためのということで入れるなら、もっとそこで考へて、こういうことは必ずやるんだぞと、こういう場合にはこうだといふぐらゐのところでない、ちょっと信用できないんです。私にも、これは局長にこういうことを言つても、局長一人で何とも言えないかもしれませんが、大臣、これは私、ここだけの問題に限らず、さきから申し上げておりますように、年金、共済、その他いろいろ恩給等において、もう少しこれを生かす具体的な措置をやつたりやつてもいいんじゃないかと思ふんで、そういう意味から、今度新しくできる法にも、こういうものができたとすれば、そういうところを踏まえながら、ほんとうにこういうふうによつていくんだと、政策スライド——政策スライドといふことは少しおかしいでしょうが、そういうことをやつていかなければいけないんだということではないと、私はいけないと思ふんですがね。どうでしょう、大臣。

○国務大臣(藤枝泉介君) 確かにお話しのように、各種年金についてこういう一種のスライド的な規定が入つたわけでございます。政府といたしまして、やはりある程度を、こういう規定がある以上、ある程度を立立てる必要があるうかと思ひます。関係各省とも十分、これだけ独走するわけにもいきませんけれども、至急に政府部内として、こういう規定に対するある種のめどを立てるようになつてほしいと存じます。

○委員長(仲原善一君) 本案に対する午前中の質疑はこの程度にいたします。

○委員長(仲原善一君) 次に、地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。藤枝自治大臣。

○国務大臣(藤枝泉介君) ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案について、その提案理由と内容の要旨を一括して御説明申し上げます。

昭和四十二年度の地方交付税の算定については、給与と改定等の制度改正による増加経費のほか、経済の発展及び国民生活水準の向上に資するため、関係経費にかかる財源の充実はかることといたしたのであります。これに加えて、同年度においては、地方財政の一そう健全な運営をはかるため、特別措置として、地方団体に對し総額百二十億円の臨時地方財政交付金を交付することとし、その充実はかることといたしたのであります。その充実はかることといたしたのであります。

このため、地方交付税法に所要の改正を加えるとともに、臨時地方財政交付金の算定方法、昭和四十二年度の普通交付税の額等についての特別措置を定める必要があり。以上がこれらの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、これらの法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案の要旨であります。その一は、基準財政需要額の算定に用いる単位費用の改定であります。行政水準の引き上げにより増加する一般行政経費、給与

改定の平年度化等に伴ひ増加する給与関係経費、生活保護基準の引き上げ等により増加する社会保険関係経費、その他、制度改正等によるものを基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用を引き上げることとし、また、特別事業債の廃止に伴う財源措置を講ずるとともに、道路事業費等公共事業の増加等に伴う財源の充実はかるため、投資的経費にかかる関係費目の単位費用を改めることといたしております。

その二は、基準財政需要額の算定に用いる費目、測定単位、補正の方法等に関する改正であります。

道路費及び橋りょう費を統合して、道路橋りょう費とし、また、清掃費及び都市計画費の一部をもつて、新たに下水道費を設けること等により、基準財政需要額算定の適正化および簡素化をはかることとし、主として都道府県の投資的経費にかかる各種の補正を整理統合して、新たに態容補正の一種として、投資的経費の必要度に応じて財政需要の算定を行なうための補正を設けることとし、その他、費目に対する補正の適用の種類について所要の改正を加えることといたしております。これらを通じて、後進地方団体あるいは人口急増団体等について必要な配慮を加えることといたしております。

以上のほか、地方交付税の算定方法の改正と関連して、公営企業金融公庫法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正することといたしております。

次に、昭和四十二年における地方財政の特別措置に関する法律案の要旨であります。その一は、臨時地方財政交付金の交付に関するものであります。総額百二十億円の臨時地方財政交付金のうち、九十五億円を第一種交付金とし、二十五億円を第二種交付金といたしております。そのうち、第一種交付金は、普通交付税とあわせて算定し、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる都道府県に對して交付することといたしております。

また、第二種交付金は、市町村道の整備に要する財源の充実はかるため、総額を市町村道の延長に案分して市町村及び特別区に對して交付することといたしております。

その二は、昭和四十二年の普通交付税の額の算定方法等の特例に関する事項であります。第一種交付金の交付に伴ひ、その交付方法を定めるほか、基準財政需要額の算定については、昭和四十一年度において発行を許可された特別事業債の償還費を算入することとし、また、市町村分の道路費の単位費用について特例を設けることといたしております。その他、臨時地方財政交付金の交付時期等、必要な措置を講ずることといたしております。

以上が地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案の提案理由及びその内容の要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(仲原善一君) 両案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(仲原善一君) 次に、地方行政の改革に関する調査をいたしまして、昭和四十二年地方財政計画に関する件を議題といたします。

自治大臣の概要説明を願ひます。藤枝自治大臣。

○国務大臣(藤枝泉介君) このたび昭和四十二年の地方財政計画を策定いたしましたので、その概要を御説明申し上げます。これを中心として、本年度の地方財政の見通しと地方財政に関する政府施策の概要について申し上げたいと存じます。

昭和四十二年度は、給与関係経費、社会保障関係経費等、義務的経費がかなり増加するほか、行政水準の立ちおくれを取り戻すための公共事業費、社会経済情勢の変化に即応して、地域の特性に応じ実施しなければならぬ単独事業費等の経費を増額する必要があります。一方、最近の経済は順調な回復を示しており、地方税、地方交付税等

の地方一般財源はかなりの増収を期待することができるとありますが、また、他方では、昨年度の地方財政対策の決定の際の経緯等から、特別事業債の廃止等、事後処理を要するものもあり、さらに、市町村における道路財源のように財源確保の必要性が生じてきているものもあります。

そこで、地方財政計画の策定にあたりましては、これらの客観情勢を念頭に置き、地方団体が財政の健全化を促進しつつ、地方行政水準の引き上げをはかり、地方財政の自主性を高めることができるよう措置することを目標といたしましたのであります。

すなわち、計画策定の方針といたしましては、第一に、地方独立財源の充実をはかりつつ、地方税負担の軽減合理化を推進するため、一、昭和四十一年度の第一種臨時地方特例交付金にかえ、たばこ消費税の税率を引き上げ、二、事業専従者控除及び事業主控除の引き上げにより、個人の事業税及び住民税の負担を軽減する等、地方税負担の合理化をはかることといたしました。

第二に、道路整備五箇年計画、下水道整備五箇年計画等の各種長期計画に基づく昭和四十二年度の事業の円滑な実施を確保するため、所要の措置を講ずることといたしました。

第三に、地方財政の現況を考慮して、昭和四十一年度に臨時に設けられた特別事業債を廃止するとともに、地方団体がその地域の特性に応じて実施する事業の財源を確保するため、単独事業債等の地方債を増額することといたしました。

第四に、昭和四十二年度に限り、特別事業債の償還財源及び市町村に対する道路財源等を確保する趣旨で、臨時地方財政交付金百二十億円を交付することといたしました。

第五に、人口急増地域、後進地域、その他各種地域の態容に即した行政水準の向上をはかるため、基準財政需要額の算定方法を改善するとともに、特に投資的経費にかかる基準財政需要額を充実することにより、地方交付税配分の合理化を推進することといたしました。

第六に、零細補助金の整理統合、超過負担の解消等、国庫補助負担金の合理化をはかることとしました。財政秩序の確立につとめることといたしました。

なお、第七に、地方公営企業の財政再建につきましては、最近ようやく軌道に乗ってまいりましたが、これをさらに促進するとともに、その経営基盤を強化するため必要な措置を講ずることといたしました。

以上の方針のもとに、昭和四十二年地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は四兆七千七百十四億円となり、その前年度に対する増加は、六千三百六十六億円、一五・四%となるのであります。

次に、歳入及び歳出のおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、歳入についてであります。

その一は、地方税収入であります。ただいま申し上げましたとおり、昭和四十二年は事業主控除及び専従者控除の引き上げ等により、個人事業税及び住民税の負担の軽減合理化をはかることといたしました。したがって、経済の現況から、自然増収についてかなりの額が期待できます上に、たばこ消費税の税率引き上げを行なうことといたしておりますので、前年度に比較して三千四百六十五億円の増収となる見込みであり、この結果、本年度の地方税の総額は一兆九千二百六十六億円となります。

その二は、臨時地方財政交付金であります。ただいま申し上げましたような経緯から、昭和四十二年限りで廃止することとしたのであります。したがって、このうち九十五億円は特別事業債の廃止等、昭和四十一年度の地方財政対策の事後処理的な趣旨をもって、また、二十五億円は市町村の道路財源に充てる趣旨をもって、それぞれ配分することといたしております。

十四億円となります。

その四は、地方債であります。

本年度は財政の健全化を促進する見地から、昭和四十一年度限りの措置として発行された特別事業債を廃止することといたしました。一方、社会経済情勢の変化に即応して必要とされる事業の財源を確保する見地から、単独事業債等についてはこれを大幅に増額することといたしました。この結果、昭和四十二年の地方債の発行予定額は六千六百九十九億円となり、前年度と比較して九十八億円の減となりますが、特別事業債を除きますと、前年度に比し八百二十二億円の増となります。このうち、地方財政計画に算入いたしましたのは、一般会計債二千五百億円、特別地方債のうち一般会計分二百九十六億円、合計二千三百一十六億円であり、前年度に比較して、特別事業債の減等を除きますと、実質三百六十四億円の増加となっているのであります。

第二は、歳出であります。

その一は、給与関係経費であります。

給与費につきましては、一、給与改定の平年度化及び昇給に伴う経費、二、警察官、高等学校の教職員及び消防職員等の職員の増加に要する経費等、を見込み、前年度比較、一千八百四十九億円の増の一兆六千五百二十八億円を計上いたしましたのであります。

その二は、一般行政経費であります。

この一般行政経費のうち、国庫補助負担金を伴う経費は、総額五千五百五十八億円と見込まれ、前年度に比し七百八十七億円増加いたしました。また、国庫補助負担金を伴わない経費については、地方公営企業に対する繰り出し金、税外負担の解消等を含めて、前年度比七百三十九億円増の四千二百四十三億円を計上いたしましたのであります。

整備事業、治山治水事業、港湾整備事業、住宅対策事業及び農業基盤整備事業等にかかる経費の増加により、前年度に比し一千四百四十三億円の増加となり、総額は一兆八百一十一億円と見込まれます。

次に、国庫補助負担金を伴わない地方単独事業費につきましては、道路、港湾、下水道等の各種長期計画による事業、その他、過密都市、新産業都市、辺地等、それぞれの地域の特性に応じて地方団体の実施する事業費等について増額をはかりました結果、前年度に比し、九百八十二億円の増加となり、その規模は六千七百三十二億円となつたのであります。

なお、先般、政府は、地方公営企業の基盤を強化し、その健全化を促進するため、同会計と一般会計との間の経費負担区分を明らかにするための法令の規定を整備いたしました。本年度はこの原則に立脚して、一般会計から同会計に対する出資その他の繰り出し金を増額し、総額五百五十一億円を一般行政費及び投資的経費の単独分に計上いたしましたのであります。

以上、昭和四十二年の地方財政計画の概要を申し述べたのであります。これを要するに、本年度の地方財政は、景気の回復に伴い、その収支については、前年度よりはやや改善される見通しにありますが、なお、その運営には十分慎重を要する点が多いと思われ、中央、地方一体となつて、国民の福祉を増進しつつ、地方財政の一その健全化をはかるよう引き続き努力を重ねてまいる所存であります。

○委員長(仲原善一君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

午後二時まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時十六分開会

○委員長(仲原善一君) 地方行政委員会を再開いたします。

地方公務員災害補償法案を議題といたします。

午前中に引き続き質疑を続行いたします。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記を起して。

○松澤兼人君 お伺いしますけれども、基金には運営審議会という、運営全般に対する審議機関というものがあつた、また同時に、基金には災害補償基金審査会というものがあつたわけでありまして。そこで、この運営審議会のほうは十二人以内の委員をもつて組織しますし、さらに地方公務員災害補償基金審査会のほうは、学識経験を有する者の中から委員五人をもつて組織するところのわけですが、この「学識経験を有する者」というのは法律的なことばでありますから、読んで字のごとしといへばそれまでですけれども、運営審議会といふ、あるいは審査会、さらには支部の審査会、いずれも関係する職員の生活に非常に大きな関係のある機関でございますから、学識経験者の中に、当然職員の立場から、この基金の運営を考へるという人が入つてもいいんじゃないか、こう思うわけですが。この点につきまして、自治省としての、あるいは自治大臣としての御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(藤枝泉介君) この基金は、申し上げるまでもなく、職員の災害に對して、無過失賠償責任を負う使用者たる地方公共団体にかつて補償を行なう性格のものでございまして。したがいまして、運営審議会も、こうした基金の性格を踏まえて、その運営に参加する機関であると考えます。したがいまして、いま松澤さん、当然職員を入れるべきであるという意味のお話でございまして、この十一條にありますが、地方団体を代表する者を入れますが、それに対応する意味での職員というような、そういうことはちよつと考へていないのでございまして。ただ、この基金の運営について非常な知識経験を持つておる者が職員にある場合に、学識経験者という立場において入れることはあり得ると考へます。

○松澤兼人君 十一條には、「都道府県知事を代表する者、市長を代表する者、町村長を代表する者、都道府県教育委員会を代表する者、都道府県公安委員会を代表する者、それから「地方公共営企業の管理者を代表する者」、こういう人たちは、当然それを代表する立場から基金の運営審議会に入る資格がある。いま大臣が、それに対応する意味の職員ということでは考へられないけれども、まあ職員のうち学識経験を有する者は入ることがあり得る、あるいは入れるべきである、あるいは入れるのが適當であると、そういうようなお話をされましたけれども、つまり対立する関係では、職員の代表というものは入れられないということですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) いわゆる基金は、無過失損害賠償をかわつて行なうということでございます。まして、もちろん災害補償、職員の経済的な問題に關係するわけでございますが、そういう地方公共団体にかつて賠償をするということなんでございまして、それから、そういう意味で、先ほど申し上げましたような、一方、運営審議会の中に地方公共団体等を代表する者が入りますが、これと対応する意味においての職員あるいは職員団体の代表というやうな意味では、それは考へていないのでございまして、ただ職員の中に非常なこういう問題について学識経験を持つておる者があれば、学識経験者として入れることがあり得るといふことを申し上げたわけでございます。

○松澤兼人君 どうも私、対応する意味における職員団体の代表、職員の代表、そういうものは入れることは困る、單純に学識経験を持つておる人として入れるんだと、そのところがよくわからないうことなんですか。階級対立みたいな利害關係の対立というのか、そういう対立、あるいはまた利害相反する、そういう立場の職員としては困るということなんですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) いわゆる職員代表というのではなくて、あくまで学識経験者として考へるといふことを申し上げたわけでございます。

○松澤兼人君 私初めに質問いたしましたときに、職員代表ということばは使わなかつたと思うんですが、また、自治大臣もそういうふうには言つておられないと思ひますけれども、もとより、この法文を読んでみますと、そういう職員団体の代表であるとか、そういうたうな形の資格では入れにくいといふことを言われたけれども、やはりこう一方では、地方自治団体の中におきましては、使用する人、それから使用される者といふものがあるわけですから、やはりその使用される者の、つまり職員の代表ということでもなくとも、職員の中から、学識経験を有する者は、当然、これは自治大臣が任命するわけですから、自治大臣においてそれを適當と思へば、任命していただければいい。そういう意味では、適當と思う者があれば、自治大臣は任命するといふふうにお答えできますか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 適當な者があれば、これは任命してよろしいかと考へております。

○松澤兼人君 職員の中で……

○国務大臣(藤枝泉介君) はい。

○松澤兼人君 それからもう一つの問題は、先ほどちよつと触れたのでありますけれども、基金に審査会といふものができると、そして支部にもまた審査会といふものができると、こういうふうになつて、審査会のほうは、基金にできる審査会と、それから支部にできる支部審査会というふうになつて、二重になつていくやうであります。この審査会の職務権限といふものは、おのづから法文の中で明らかにありますけれども、そういうところに行きましますと、たとえば本部の審査会は五人、それから支部の審査会は三名というふうになつておられますけれども、そういうところへは、この学識経験を有する職員といふものが、資格のある者があつたらば、やはり同じやうに入れるのじやないかと、このやうに考へますけれども、この点はいかがでしようか。

○国務大臣(藤枝泉介君) この審査会のほうは、非常に専門的な知識を持つた公平な第三者といふことを期待いたしておるわけでございます。したがいまして、そういう審査委員に職員あるいは職員を代表するやうな形で入れることは、適當ではないといふやうに考へます。

○松澤兼人君 なるほど、審査会は、災害の補償に對していろいろ不服があつたり、あるいは補償が適當でないといふ場合に、要求があつて審査するといふ、そういう職責を持つておるわけでありまして、非常にすぐれた才能を持つておる者で、非常な人があるならば、やはりそういうこと、これは仮定の問題なんですけれども、そういう資格者がいるならば、必ずしもこれは排除すべきではないと、こう考へますが、この点はいかがですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) その人自身が、その問題については中立的な立場といふこともあろうかと思ひますが、職員といふものは、やはりその災害を受けた公務員と同じやうな立場に立つ、その意味では、非常に牽強附會な言い方かもしれませんが、一種の利害關係者といふべきではないか。したがつて、こういう審査会等につきましては、やはり多少でも利害關係があるといふやうな人は、排除したほうが適當ではないかと考へております。

○松澤兼人君 これもかりの問題ですけれども、たとえば、先ほど鈴木君と行政局長の間でやりとりがありまして、こういう労働者災害の問題について何年もこれまでやつてきた、そういう人が、たまたま今度基金の仕事からははずれて、しかし、これはもうだれが見ても、労働者災害なり公務員災害の専門家だといふ者があつた場合——これもかりの問題ですけれども、あつた場合に、たとえばそれを支部長が任命しようとする、その場合に、これは職員であるからと言つて排除するといふことは、あんまりひどいんじゃないですか。そういう経験のある人で、しかも、これは從たる事務所の長が委嘱するわけですから、何も中央の基金が委嘱するわけじゃないんですから、そういう多年、労働者災害あるいは補償の問題について経験を積んできた人がいる、そういう

うような場合には、私はそういう人が審査会の委員になっても一向差しつかえないんだと、そう考えるんですが……

○国務大臣(藤枝泉介君) 若干御見解と変わるんですが、そういう方がやめられたあとというような場合は別でございますが、やはり職員的身分を持つて居る間におきましては、多少でも利害関係をともにするというようなこともございしますので、あくまで公正な第三者という形が妥当ではないかと考えております。

○林虎雄君 ちよつと関連質問。いまの大臣の答えですが、この五十三条の審査会の委員ですが、審査会の場合は学識経験者だけということになっておりまして、いまお答えのように、利害関係者でなくて、公平な第三者というお答えでありますが、この公平な第三者というのはどういうところを尺度としてお考えになっておるか。理事長が委嘱するわけですから、その公平という尺度が、具体的にいかなる困難だと思ひますが、逆に利益代表を公平という意味から排除したいというお考えであります。その反対の立場で出る人が一応出る場合もないとはいえないのであります。この委嘱の尺度といひますか、そういうものに対して、どういふふうに大臣はお考えになっておられますか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 御指摘のように具体的事実の問題になりますと、はたしてどなたが公平であるかという認定は、なかなかむずかしいと思ひます。理事長が委嘱する場合に、そうした審査会の性格にかんがみて、最も適当な人を選んでいただくかというふうにお考えしております。先ほど松澤さんにお答え申し上げたのは、そういう意味では、やはり職員というものは職員の共通の立場を持つて居る関係で、多少でも利害関係が共通するのではなからうか、したがって、それは排除したほうが妥当ではなからうかということをお願いいたします。

○松澤兼人君 さつきは鈴木君の質問に對しまして、身分ということをお願いに、地方の

団体の職員はそっくりそのまま、身分も何も向こうに置いておいて、それで基金に採ろうとして、今度は、身分がそういうものであるから審査会の委員にはなれぬ。同じ身分を持つて居る者を、片方じゃ基金の職員になる、片方じゃまた審査会の委員になれぬ、これは変な言い方だと思ひますので、どうですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 十三条からんでの先ほどのお尋ね、私は、原則としては、やはり基金が固有の職員を持つことが原則であろうと思ひます。ただ、現実の問題としては、いままで地方公務員の身分を持つていた人が、その身分を捨てて基金の職員になるというやうなことをなかなか決めるやうな場合もあらうかと思ひます。もちろん、先ほど松澤さんがおっしゃったやうな出向的な形というものもとれないではないかと思ひます。いづれにしても、年金その他の計算等、むずかしい問題が起つてくるのじゃないかと思ひます。したがって、事実上なかなか地方では採りにくいというやうな現実を行政局長は申し上げておたつたわけございまして、原則的にはやはり基金が固有の職員を持つことが妥当であるというふうに考えます。

○松澤兼人君 大臣がそういうふうには、原則的には固有の職員を持つことが適当であるという、そういう言明があれば、この法律は非常にいいといひます。上からいって十分でないと思ひます。当分の間とかという、いわゆる条件付きの字句がありまして、当分の間地方職員をもって基金の職員にするというやうなうたい方があればいいと思ひますけれども、それはしてないですから、こういう関係が今後何十年も続くわけですね。せつかく一方では地方公務員という、そういう法律の規制がある、一方では、かつてにこの法律でもって、その身分も何もそつちへ置いたままの仕事を続けろと、そういうことでは、今後地方公務員の身分あるいは地位というものを混乱させる原因になるのじゃないかと思ひます。いま大臣が率直におっしゃつたですから、将来、この問題につきましては検討

していただきたいと思ひます。

なお、審査会の委員の問題につきましても、私申し上げましたことは、必ずしも自治大臣の御賛同を得ないわけでありませんが、これも懸案の問題として、将来、職員であつて、災害補償の練達の人があるというやうな場合には、私は委員になることを排除するということは、ひとつやめていただきたいということを、意見として申し上げて、検討していただきたいと思ひます。

○鈴木壽君 ちよつと法律の条文関係のことで、これは参事官にお聞きしますが、この法律で地方公務員法の一部改正もやつておるのであります。そこで第六十八條、これはこの法律としての地方公務員法との関係を述べたのでありますけれども、これと関連をし、それから附則の第十二條で、地方公務員法の一部改正をしております。そこで、さきの六十八條では、「地方公務員の補償を行なう基金の制度は、地方公務員法第三條第二項に規定する一般職に属する職員については、同法第四十五條第四項に規定する制度とする。」と、こういって今度新しく第四十五條第四項ができておるわけなんです。そこで、お尋ねしたいのは、地方公務員法の一部改正で、第四十五條の第二項から第四項までが、現行のものが廃止されまして、消えて、そして新しく二、三、四項が入つてくるというのであります。第四項の「第二項の補償に関する制度は、法律によつて定めるものとし、当該制度については、国の制度との間に権衡を失しないやうに適當な考慮が払われなければならない。」と、こうあります。その前の二項で、地方公務員法の一項にある補償の義務といひます。か、「補償されなければならない。」という規定の第一項を受けて、その「補償の迅速かつ公正な実施を確保するため必要な補償に関する制度が実施されなければならない。」と、そして、その「実施されなければならない。」というその制度は、「法律によつて定めるものとし、」と、こうあるわけでございます。第四項の「法律によつて定めるものとし、」云々と、こうあります。あとのほ

うは、これは国との均衡の問題ですから、それはともかくとして、ここで「補償に関する制度」ということは、単にここで六十八條でいう基金のことだけであるのか、いわゆる補償制度すべてを包含したそれなのか、そこら辺、これはどういふうに読めばいいものか、そこをひとつはつきりしていただきたいと思ひます。

○説明員(志村静男君) お尋ねの点でございますが、地方公務員法は、地方公務員の身分取り扱いに関する基本法でございますので、地方公務員災害補償法を制定するということになりますと、地方公務員法と地方公務員災害補償法との関係というものを規定しなければなりませんので、四十五條というのはいふに改定をして居るわけでございます。

そこで、お尋ねのその十二條でございますけれども、四十五條第四項の「第二項の補償に関する制度」ということでございしますが、これはあくまでも地方公務員法第四十五條第一項を前提にしているわけでありまして、つまり四十五條第一項におきましては、使用者である地方公共団体の義務が規定されて居るわけでありまして、その義務につきましては、具体的にこの法律、つまり地方公務員災害補償法で定めておりますので、地方公務員災害補償法によりましてこの基金が補償を行ないますれば、四十五條第一項に規定されます使用者としての地方公共団体としての責任が果たされる、あるいは免れる、こういうことになるわけでありまして、ところが、それではそれ以外のことは一切がござい、使用者としての地方公共団体としてはやつてはいけなかつたかといふことになりまして、これは地方自治のたてまえからいひまして、あるいは地方公務員法のたてまえからいひまして、そういうことにはならないのでございまして、先生御承知のように、地方公務員法第二十四條第六項におきましては、「給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。」といふことになっておりまして、いわゆる四十五條第一項以外の広い意味での公務災害補償というものも、当然二十四

条第六項にいうところの「勤務条件」に入っているわけでございますので、理屈をいたしましては、その条例で規定をいたしますれば、法律的には可能である、こういうことになるわけでございます。

○鈴木壽君 おっしゃっていることについては、前から私お聞きして、局長からも同趣旨の答弁をいただいておりますが、ただこういうふうな条文からしますと、今度の地方公務員法の第四十五條の二項、三項、四項の改正からいたしますと、二項では、おっしゃる通りに、一項の、いわゆる補償しなければならぬという義務づけがされている、それが制度として実施されなければならぬということが二項にですね、しかもその制度が、四項では、法律によって定めるのだと、ただこれだけ見ますと、法律以外には、いわゆるこういう制度としてのものではないということにも解釈され得ると思うのですが、実態の問題でなくて、この条文から私はそういうふうに思うのですが、そうじゃないのでしょうか。だから私聞きたことは、「補償に関する制度」ということが、前に、地方公務員法との関係で、この法律の第六十八條に、基金の制度はこうだと、こう書いてありますから、いわゆる基金ということの、狭くと言っては悪いけれども、いわば基金そのものだけをさして、ここの制度というから、私はもつと災害の補償ということになりますと、この基金という以外に、もう少し広いものが制度としてあってもいいと思うし、そういう意味からすると、何かこの制度を、基金ということに限定をしてしまつて、あとこれ以外にはだめなんだぞというふうな解釈ができるように思ふわけなんです。が、そうですか、ちょっと私法律の読み方として一体どうなのかということをお聞きしたいわけなんです。

○説明員(志村静男君) この地方公務員法の四十五條第一項におきましては、使用者としての地方公共団体の補償義務を規定しているわけでございます。そして地方公務員法の一部改正におきましては、四十五條第二項におきまして、「前項の規定による」云々と書いてあるわけなんです。その第二項というのを受けて、第四項におきましては、「第二項の補償に関する制度は、法律によって定めるものとす」と書いてございまして、地方公務員法四十五條第一項に規定いたしますところの使用者としての補償責任、これは具体的にこの法律、つまり地方公務員災害補償法で規定しておりますので、地方公務員災害補償法によりまして、この常勤職員の場合でございますれば基金でございます。基金によりまして補償ということを行ないますと、四十五條一項に関する限り、そこに規定いたしますところの使用者としての地方公共団体の補償責任は果たされた、こういうことになるわけなんです。これが一つでございます。

次に、一方、それではそれ以外一切がつけられないのかということでございますが、これは一方、別の理屈からいたしまして、やはり地方自治のたてまえ、地方公務員法のたてまえ、さらには、一般的に見まして、他の規定におきまして、それ以上のことはいけないうふうに禁止をしてないわけでございます。やはり法律の読み方といたしましては、地方公務員法第二十四條というものがございまして、二十四條第六項にいうところの「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件」というものの中には、四十五條第一項の公務災害補償ではございせんが、それ以外の公務災害補償、広義の公務災害補償といつてもよろうと思ひますが、そういったものも理屈として入つてくる。そうであるならば、やはり条例でつてそういうものををつくることは可能である、こういうことになるわけなんです。先ほど御説明がございましたこの地方公務員災害補償法の六十八條の規定は、地方公務員法との関係でございまして、この規定は、実はなくてもあつても同じでございますが、基金は地方公共団体とは別個の存在でございますので、基金につきましては、念のため特に規定している、こういう状況でございます。

○鈴木壽君 ちょっとわかつたような、いわゆる公務災害補償ということとは、もちろん勤務条件の中に入るわけけれども、したがって、条例とか、いろいろそういうものによってやるといふこと、それはまあそのとおりですが、少なくとも予想しておる公務災害、それに伴う補償、これは第四十五條で、「補償されなければならぬ」ということで、まずその一つの義務づけといふこと、それができているわけですね。ですから、これ以外にまだほかにも別の公務災害があつて、それに対してまた別に補償しなきゃならぬ、という趣旨のものじゃないと思ふんです。公務災害と称するものすべてをここで拾わなきゃいけないと思ふんです。ただ、補償のしかた、内容、給付等についてはいろいろあるにしても、とにかく公務災害、あるいはそれを補償しなきゃならぬという、それはもうこれで全部余すところなくやられなければ、いや、ここに入ってくるのはこの部分の公務災害で、別にもつと公務災害というものがあつて、それは条例なり話し合いなり、何かによつてきめられるんだ、やつていくんだ、こういうことでは私はないと思ふんです。私はそういうふうには考えないのだから、それについて第二項では、今後必要な制度をつくるという、これはつくらなきゃいけません。そこで、その必要な制度はしかし法律によつて定めるのだと、こうなりますと、その法律によつて定めたこの制度によつて補償するとか賠償するとかという以外に、あとやつちやいかにぬということになりかねないと思ふんです。私は、あとあるはずないんです。そのほかには何があるか。

私はもう一度申し上げますが、御理解を願うために言うのだが、第四十五條の公務災害補償というところは、公務員としてあらゆる、いわゆる公務上生じた災害、それに対しての補償だと思ふので、この法律の中にあること、それはいろんな災害があります、公務上の。しかし、これとこれとこれは公務災害補償で、それ以外にまだ幾つもあつて、全部を拾つてこようと思ふんです。全部を拾つてこようと思ふんです。

うんです。それを、法律でやることはまあ一応私もいいとしても、じゃお話しするように、実際は別のところで条例がつくれるとか何とかいっても、この新しく今度できた四項からすると、何かそんなものをやつたつて役に立たないというふうな、むしろ法律違反じゃないかというふうな解釈を私せざるを得ないと、こう思つたものですから、そこら辺もう少し……

○説明員(志村静男君) どうも私の説明が不十分で、なかなか御理解いただけないうでございまして、先生も先ほどからおっしゃつておりますように、改正後の地方公務員法第四十五條の第二項というのには、「前項の規定による」ということで、第四十五條第一項を受けているわけでございます。したがつて、第四十五條第一項に関する限りは、地方公務員災害補償法の規定による補償が行なわれますれば、使用者としての補償責任というものは全部果たされると、こういうことになるわけでございます。ですから、それはもうそれでおしまひでございます。

それじゃそれ以外に地方公共団体としてやつてはいかぬかという問題になるわけでございますが、これにつきましては、禁止規定がない限り、また、やはり地方自治というたてまえからいたしまして、禁止ということもいかなうものであろうかと、そういうことになつてまいりますれば、技術的な問題でございまして、地方公務員法第二十四條には、「給与、勤務時間その他の勤務条件」についての規定があるわけでございます。ですから、特に第二十四條第六項なら第六項にいうところの「勤務条件」というものには入らないのだと、四十五條第一項以外の公務災害補償といつていいと思ひますが、四十五條第一項の公務災害補償ではないところの、まあ広い意味での公務災害補償と言つてよろうと思ひますが、そういうものの「給与、勤務時間その他の勤務条件」に入らないんだというように解釈する必要は、私ども毛頭ないと思つておるわけでございます。そうである

らば、二十四条第六項というものが、付加給付を理屈として行ないます場合の法律的な根拠になるのではないかと、こういうことでございます。

もつと言いますと、地方公務員法四十五条第
項の使用人としての地方公共団体の補償責任に關
する限り、この法律の規定による補償を行なえば
済んでしまふと。しかし、それ以外のものについ
てやはり禁止をするというわけにはいかないの
じゃないか、こういったのが基本的な問題でござ
いまして、具体的に根拠はいかんというふうにお
聞きになれますれば、それは地方公務員法の二
十四条第六項と言わざるを得ないのではないかと
しも、その場合の「勤務条件」に該当すると思わ

れますものは、四十五条第一項にいうところの公務災害補償ではないと、非常に持って回った言い方になって恐縮でございますが、そういったような解釈を私どもはとっておるわけでございます。

○鈴木喜君 この四十五条に定められておる公務災害のほかに、いわゆる広い意味での公務災害といふことがまだあると。それはこの法律の適用に限定されることなく、他の何かの制度をつくつてもいいしということ。その点ちよつと、そんなに公務災害というのは、いわゆる広義だとか狭義だとかというのがあるんですか、どういふことなんでしょうか。私も、勤務条件の中で、いろいろな勤務条件の中で、その中の一つとして、いわゆる公務災害の補償の問題が当然取り上げられなきゃならぬし、あるのだと。その公務災害については条例によつて――まだあるとか、もっと広い意味のものがあるとかなんとかじやなしに、すべてを条例によつて、いわゆる補償制度としてつくつていくことが筋だと思つてゐる。しかし、それはまあ筋論はともかく別として、いま言つたように、勤務条件の中の公務災害というものは、私に、ここに書かれてあるもの以外に、どこかにいわゆる公務災害として考えなきゃいけないということがあるかどうかということになってくると、ちよつとあなたの御説明では私は納得できない。もし公務災害だったら、全国これに持つてこなきゃなら

ぬ。これに含ませなきゃならぬ。ここの表現はあるいは十分でないかもしれないけれども、四十五条の一項が、あるいは狭い範囲しか盛っていないというようなことがかりにあるとしても、もしそうであればそうのうちにここで含めてこないと……。

ここでやるのと、そのほかにまだ公費災害があるんだぞということは、ちょっと私わかりませんがね。補償の内容じゃないですよ、給付の内容じゃないですよ、それはいろいろ考え方はありますから。災害そのものが、補償されなければならない災害そのものが、地方公務員法の四十五条のほかに、もっと広義のものが別に存在するんだと、それは条例とか何かでやってもいいんだというこ

とは、ちょっと私は、せっかくのお答えですが、理解しかねますね。これは私も、条例をつくってやっていいということは、ここに上げられていることであっても、四十五条の一項によつて、こういう法律ができてやることによつて、給付の内容——給付の内容という悪いけれども、給付と言つたらいいか、補償と言つたらいいか、補償の内容と申しますか、そういうものが一律に法律できちつとこういうふうにきめられて、これが限度だぞというやうなやり方は、私どもはおかしな話だと思つて、そういう内容の面において、もつとこれと違つたものを条例等によつてつくり得るのじゃないかということで、せんだつてからも長野さんとの間には、そういうことがあつたていいんじゃないかということと、それはよろしいということになつてゐる。そういう意味のものであつて、公務災害というのはたくさんあるのだが、そのうちの狭義の、これはこの四十五条の適用によつてこの中にあるそれ以外のものが別にまた広義の公務災害というものがあつて、それはまた別に条例等によつてやつても差しつかえないのだということについては、ちょっと私はその点は考えるわけにいきませんが、これはそののですか。

○説明員(志村静男君) まあ、同じことをどうも繰り返すようになりまして、非常に恐縮なんでご

ございますが、地方公務員法の四十五条の第一項におきまして、使用者の補償責任というものを規定しているわけでございます。この四十五条第一項に規定しております使用者としての、地方公共団体の補償責任に関する限り、先生のおっしゃいますように、この地方公務員災害補償法の規定により補償を行ないますれば免れる、あるいは果たしてしまおう。ですから四十五条第一項に関する限り、それで地方公共団体としては義務はもうみんなと負わなくなるのだ、責任は果たしてしまっただの、こういうことになるわけです。それでそれ以外に全然何もしてはいかぬのかという問題が次に起こってくるわけでございます。そういうこと

になりますと、その場合問題になりますのは、地方公務員法四十五条第一項の分はすでに済んでいるわけでございますから、四十五条第一項に規定するもの以外のものについてしか問題は起こり得ないわけでございます。そういう意味におきまして、適当なことばではないと思いましたが、いけば広義の公務災害補償と申しますか、四十五条第一項に規定する公務災害補償ではないという意味におきまして、広義の公務災害補償的なものと申しますか、そういったことを申し上げたわけであります。

○鈴木壽君 補償の責任は確かにあるし、また、災害をこうむった者は受ける権利はあるのです。ね、だが何が言おうとも。そういうものはここで問題になるのであって、そういうものに對しては私も私でもどうのこうのとやっているのです。そうすると、あなたのおっしゃるようなそれは確かにそれで、ここで済めば、それで責任もなくなる、というのは悪いけれども、責任を果たしたことになるし、こちらの権利もまたそれによって、多少の不満はあるにしても、それでまあいいということになるわけですね。それ以外に何か公務災害と云うことが、だから、あるやに言われるのですから、それは当然この中の——そうすると、公務災害でもあるけれども、補償されない場合があるということなのですか、この法律で、どうもわけが

わからぬな。

○説明員(志村静男君) 地方公務員法四十五条第一項に規定する公務災害補償、これはくどいようでございますが、この法律によるところの補償が行なわれますれば、それでおしまいになるわけでございます。それではそれ以外に——どうも四十

五条第一項におきまして公務災害補償ということばを使っておりますので、どうもことばとして一緒になって恐縮でございますが、四十五条第一項に規定する補償責任以外に災害補償あるいは災害補償的なものを一切がっさいやっちゃいかぬという規定はないわけでございます。また、そういうふうなことは、地方自治のたてまえから、ある

いは地方公務員制度のたてまえからして禁止すべき理屈は私でもないというように考えておるわけでございます。ですから、先ほどから二十四条第六項というのを根拠に申し上げたわけでございますが、その場合も、そこで言いますところの災害補償というのは、四十五条第一項の公務災害補償ではございません。それはもうすでに済んでいるわけでございますから。そういう意味で、それ以外の公務災害補償的なものという意味で広義の公務災害補償と、こういうことを申し上げたわけでございます。

○鈴木壽君 そんなもの要らぬな、そんなものは要りませんよ。何のためにこんなものは——必要な補償に関する制度というものをただ法律によってやったのだというだけで、こんなものあったてなかつたって、こんな法律でできますよ。私はどうもこれは私の一方的な考え方……。

○委員長（仲原善一君）速記をとめてください。
〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) それじゃ速記を起こしてください。

○鈴木善君　ここにある地方公務員法の第四十五条の二項以下の改正によって、特に四項の改正で、補償に関する制度は法律によって定めるものとしたということがあるのだが、これによって地方公務員法の何といえますか、第二十四、二十五

の条令でやっていくということについてのそれは失われるものではないということははっきりしていますね。その点ひとつ、それじゃ最後に、何かしり切れたトシボミにたいに、なにかになりなしたけれども、大臣ひとつ、じゃ締めくくりにその点を……

○国務大臣(藤枝泉介君) お話しのうちに、第四十五条第一項の、地方公共団体の責任は、この基金の制度ができて、これでやられれば、その責任は果たされたことになるわけでございます。しかし、そうかといって、この基金制度以外に、いかなる給付も行なつてはならないという意味ではございません。

○鈴木壽君 それから、前にもこれは局長との間で話が、一応結論が出ておりましたけれども、あらためて。そうしますと、もちろん、現在条例をつくつて、普通の適用をやつておる団体もありまが、この失効というやうなことはもちろんないと思ふし、今後新たに条例をつくつてやつていくという団体があつても、それは先ほどの繰り返して、当然やれることなんだ、やつても差しつかえないことなんだ、こういうふうに理解してよろしうございませぬ。

○国務大臣(藤枝泉介君) 今回の基金による補償は、現行の各種の災害補償の中で、最高水準とまでは申しませんが、相当高い水準のものでございませぬ。これ以上に加給付をする必要はないと思ふ。しかし、現にやつておられるのは、その沿革もございませぬから、それを禁止するやうな措置はいたさないつもりでございませぬ。それから、今後やるといふことにつきましても、いま申し上げたやうな趣旨からいたしまして、行なわないでもらいたいでございませぬが、いろいろな特殊事情がありまして、これ以上の付加給付をやろうというやうなものにつきましても、これを阻止するつもりはございません。

○鈴木壽君 これに関連して、この前も局長との間の質疑応答の中でありましたが、何もことばばかりをつかまえて申し上げるつもりはございません。

けれども、その中に、今度の補償の内容が最高の線をいつているのだ、こういう話があつたのです。しかし、いま大臣もおっしゃつておられるやうに、現行の各種の災害補償のそれからすれば、一番高いところにそろえてあるといふことだけは、これは確かにそうだと思います。しかし、これがいわゆる災害補償の最高限の内容をきめたものだといふやうに考へて、これ以上はだめだといふやうな考へ方は私はもちろんないと思ひますが、私は最低の一つの基準を示したんじゃないか、こう言つたら、いや最高だと、こう言うのですが、言つてゐることはわかるやうな氣もいたします。いま言つたやうに、いろいろ幾つかある。

労働法によるもの、災害補償法によるもの、そういうものなんかと比べて、いまの国家公務員災害補償法は、一番程度の高いところで、それになつたのですから、現時点においては、他と比べてはそうだけれども、内容そのものからすれば、これは最高限、これ以上に出るはけなないといふことでは私はないと思ふので、その点はそのやうに考へて、したがつて、今度の新しく条例をつくらうとか、あるいは既存の条例の問題なんかも、そういう観点からすれば、扱い方がどうも私心配せざるを得ないやうなことも出てくるんじゃないだらうかと思ふのですが、その点は大臣はいかがですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) お話しのうちに、現行の制度の中では一番高いものだと思います。しかし、公務員の災害補償がもう、これが最高限であるといふやうな意味にはなつていないわけではございませぬ、したがつて、ただいまお話ししたやうな趣旨に解します。

○鈴木壽君 それから、あともう大臣においで願えないでしようから、さつき松澤委員から大臣にお尋ねがありました、審議会の委員として、それから審査会の委員として、ことばは職員代表といふことばを私も使ひません。使ひませんが、おのおの職員の中で、それこそ学識経験豊かなものについては、委員として入れることに差しつか

えがないといふやうにお聞きしたんですが、ただ学識経験者として適当な人、適格者として、これは理事長なんかか、そういうやうに認定するわけですね、支部長や理事長が、御答弁いただいたやうに、入れることもあるんだ、適当なものを入れるんだと、こう言つても、結果としてさっぱり入つていない、適当な人がいなかったと、こういう認定のしかたも出てきますね。ですから、いまはつきり条文の中に書けとか加へるとか、いふことを言つてゐるんじゃないかと、はつきりやういふものを、一つの答弁技術としての逃げ道でなしに、たてまへは入れるんだといふやうなことを、ひとつ大臣おっしゃつていただけませんか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 運営審議会のほうは、先ほど松澤さんにお答えしましたやうに、職員であつても、非常な学識経験を持つてゐる者は入れてよろしいといふ考へ方を持つてゐます。ただ、審査会のほうは、繰り返して申し上げるやうでございませぬが、公平な第三者、専門的な知識を持つた公平な第三者といふ意味から、やはり職員といふ立場でゐるのは、多少でも利害關係があるといふやうな意味で、妥当でないといふやうに考へておるわけではございませぬ。

○鈴木壽君 前段の運営審議会の委員の問題ですが、適当な人があれば入れる、だから私は心配なのは、入れないで、適当な人がいなかったといふことになりはしないかといふ心配なんです。理事長は大臣が任命する人なんですからね。これは理事長たる人に、大臣が、そこをちゃんと念を押さなければ、私も安心できませんね。

○国務大臣(藤枝泉介君) 運営審議会のほうは自治大臣の任命でございませぬ。

○鈴木壽君 そうです、間違えました。○国務大臣(藤枝泉介君) それで、まあ私もしうとでございませぬから、職員の中で非常な知識経験を持つておる者がおるかどうか存じませぬけれども、適当なやうした高い知識経験を持つておる者があれば、任命するにやぶさかではござ

いませぬ。○鈴木壽君 時間がありませんが、そうしますと審査会のほうはだめだと、こういうことですね。中央の審査会の五人、地方の審査会三人ですね。この中央審査会の場合の五人というのは、全部お医者さんとか、いわゆる専門的な知識をもつて公正に御判断をする方だけを考へてゐるんですね。○政府委員(長野士郎君) そのとおりでござい

ます。○鈴木壽君 地方の場合は、事務所の長がやはり委嘱することになっておりますが、これも三人はお医者さん等のいわゆる専門的な知識を有して、公正なる御判断をもつてやられる方といふことな

んでございませぬ。○政府委員(長野士郎君) そのとおりでござい

ます。○鈴木壽君 問題は、実は私こういうことをしつこく言うのは、公正といつても、いわゆる医学的な立場とか、何かそういうことで公務障害の問題が判断され、審査され、それで過ぎるものであればいいんですが、実情、公務災害にあつた補償がどうかといふ問題の場合に、必ずしも公正といふか、当然公務上の災害と思はれるものが、これはだめなんだと、こういう問題で切られてしまふ例が従来地方にたくさんありますよ。それはね、何かといふと、単に医者、お医者さんなり、専門的な知識を持つてゐる人がその立場で、たとえば勤務中に率中みたいなことでいくと、こいつは従来から心臓悪いやつで、たまたま何かの拍子にきたんだと、これは公務災害の対象じゃないんだと、こういう例があつたんですね。

もつと具体的に私言つとね、ある学校の先生で、たまたま運動部の監督でもないが、いずれそんなことをやつておつて、そしてその競技会で、試合ですか、いずれそういうことで、はずみにほんといつてしまつたと、まあ幸い命は助かりましたけれども、あとで非常に不自由なからで、それが公務災害としてどうのこうの、うんともめたことがあるのです。学校毎日やつて、競

度補正、態容補正及び寒冷補正
度補正、態容補正及び寒冷補正
寒冷補正
容補正及び寒冷補正
度補正、態容補正及び寒冷補正
度補正、態容補正及び寒冷補正
度補正、態容補正及び寒冷補正
容補正及び寒冷補正

を			
1	2	3	4
道路橋りよう費	河川費	港湾費	その他の土木費
道路の面積 道路の延長 河川の延長 港湾（漁港を含む。）にお けるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）にお ける外かく施設の延長 人口 海岸保全施設の延長	河川の延長 港湾（漁港を含む。）にお けるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）にお ける外かく施設の延長 人口	港湾（漁港を含む。）にお けるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）にお ける外かく施設の延長 人口	人口 海岸保全施設の延長
種別補正、 態容補正及 び寒冷補正	種別補正、 態容補正及 び寒冷補正	種別補正、 態容補正及 び寒冷補正	種別補正、 態容補正

密度補正、態容補正及び寒冷補正
び寒冷補正
態容補正及び寒冷補正
態容補正
密度補正、態容補正及び寒冷補正

に、	
1	2
農業行政費	林野行政費
耕地の面積 農家数	耕地の面積 農家数 林野の面積
種別補正、態容補正 段階補正、態容補正	種別補正、態容補正 段階補正、態容補正

及び寒冷補正
及び寒冷補正
及び寒冷補正

を	
1	2
農業行政費	林野行政費
耕地の面積 農家数	耕地の面積 農家数 林野の面積
密度補正、態容補正及び寒冷補正 段階補正、態容補正及び寒冷補正	密度補正、態容補正及び寒冷補正 段階補正、態容補正及び寒冷補正

に改め、同表の市町村の項中

を			
1	2	3	4
道路費	橋りよう費	港湾費	都市計画費
道路の面積 道路の延長 橋りようの面積 木橋の延長 港湾（漁港を含む。）にお けるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）にお ける外かく施設の延長 都市計画区域にお ける人口 土地整理事業 の施行地区の面積	道路の面積 道路の延長 橋りようの面積 木橋の延長 港湾（漁港を含む。）にお けるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）にお ける外かく施設の延長 都市計画区域にお ける人口 土地整理事業 の施行地区の面積	港湾（漁港を含む。）にお けるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）にお ける外かく施設の延長 都市計画区域にお ける人口 土地整理事業 の施行地区の面積	都市計画区域にお ける人口 土地整理事業 の施行地区の面積
種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正 態容補正 種別補正 種別補正 種別補正 種別補正 種別補正 種別補正

補正			
正及			
を			
1	2	3	4
道路橋りよう費	港湾費	都市計画費	下水道費
道路の面積 道路の延長 河川の延長 港湾（漁港を含む。）にお けるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）にお ける外かく施設の延長 都市計画区域における人 口 土地整理事業の施行 地区の面積 人口集中地区人口	河川の延長 港湾（漁港を含む。）にお けるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）にお ける外かく施設の延長 都市計画区域における人 口 土地整理事業の施行 地区の面積 人口集中地区人口	都市計画区域における人 口 土地整理事業の施行 地区の面積 人口集中地区人口	人口集中地区人口
種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正 種別補正	態容補正

改める。
第十四条第二項中「第二号」を「第三号」に改め、同条第三項の表の道府県の項第八号中「附則第
四十六項」を「附則第六十八項」に改める。
別表を次のように改める。

別表

道府県			
の地方団体			
種類			
経費の種類			
測定単位			
単位			
費用			
円銭			
一 警察費	警察職員数	一人につき	1,000,000
二 土木費	道路橋りよう費	一平方メートルにつき	400
1 道路橋りよう費	道路の面積	一メートルにつき	2,000
2 河川費	河川の延長	一メートルにつき	1,000
3 港湾費	港湾（漁港を含む。）にお けるけい留施設の延長	一メートルにつき	4,000
4 その他の土木費	港湾（漁港を含む。）にお ける外かく施設の延長 人口	一メートルにつき	1,000
三 教育費	海岸保全施設の延長	一人につき	400
1 小学校費	教職員数	一人につき	2,000
	学校数	一校につき	2,000,000

2	中学校費	教職員数	一人につき	四六、100.00
3	高等学校費	学校数	一校につき	九四、000.00
4	その他の教育費	教職員数	一人につき	八〇、100.00
		生徒数	一人につき	七、200.00
		人口	一人につき	一、六〇〇.00
		盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	一五、000.00
四	厚生労働費			
1	生活保護費	町村部人口	一人につき	五、000.00
2	社会福祉費	人口	一人につき	一〇、000.00
3	衛生費	人口	一人につき	四、八〇〇.00
4	労働費	工場事業場労働者数	一人につき	五、二〇〇.00
		失業者数	一人につき	九七、000.00
五	産業経済費			
1	農業行政費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	六、000.00
		農家数	一戸につき	六、二〇〇.00
2	林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一、二〇〇.00
3	水産行政費	水産業者数	一人につき	二、100.00
4	商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	一、100.00
六	その他の行政費			
1	徴税費	道府県税の税額	千円につき	一三、000.00
2	恩給費	恩給受給権者数	一人につき	五〇、100.00
3	その他の諸費	人口	一人につき	六、二〇〇.00
		面積	一平方キロメートルにつき	二八、000.00
七	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	九七、000.00
八	特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	千円につき	二五、000.00
一	消防費	人口	一人につき	六、七〇〇.00
二	土木費			
1	道路橋りょう費	道路の面積	一平方メートルにつき	一、九〇〇.00
		道路の延長	一メートルにつき	二、二〇〇.00
2	港湾費	港湾（漁港を含む）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	三、九〇〇.00
		港湾（漁港を含む）における外かく施設の延長	一メートルにつき	一、二〇〇.00

3	都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	一、六〇〇.00
		土地区画整理事業の施行地区の面積	一平方メートルにつき	三、二〇〇.00
4	下水道費	人口集中地区人口	一人につき	一、100.00
5	その他の土木費	人口	一人につき	191.00
三	教育費			
1	小学校費	児童数	一人につき	一、130.00
		学級数	一学級につき	一、三、000.00
2	中学校費	学校数	一校につき	八、六、000.00
		生徒数	一人につき	二、二五〇.00
		学級数	一学級につき	一、一、五〇〇.00
3	高等学校費	学校数	一校につき	九、八、000.00
		教職員数	一人につき	二、三、四〇〇.00
		生徒数	一人につき	七、六〇〇.00
四	その他の教育費	人口	一人につき	四、二〇〇.00
4	厚生労働費	市部人口	一人につき	四、四〇〇.00
1	生活保護費	人口	一人につき	一、五〇〇.00
2	社会福祉費	人口	一人につき	一、一〇〇.00
3	保健衛生費	人口	一人につき	五、100.00
4	清掃費	失業者数	一人につき	九七、000.00
5	労働費			
五	産業経済費			
1	農業行政費	農家数	一戸につき	五、四〇〇.00
2	商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	四、四〇〇.00
3	その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	三、六〇〇.00
六	その他の行政費			
1	徴税費	市町村税の税額	千円につき	二、二〇〇.00
2	戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	六、七〇〇.00
3	その他の諸費	世帯数	一世帯につき	二、六〇〇.00
		人口	一人につき	一、八〇〇.00
		面積	一平方キロメートルにつき	二八、000.00
七	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	九七、000.00
八	特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	千円につき	二五、000.00

九 辺地対策事業債償

辺地対策事業費の財源に充てたるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

千円につき

五〇〇〇

附則

- この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年分分地方公付税から適用する。
- 公営企業金融庫法（昭和三十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。
附則第九項中「造林」の下に「及び牧野の改良、造成又は復旧」を加える。
- 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。
附則第五項中「昭和四十二年度」を「昭和四十二年及び昭和四十三年度」に、「昭和三十八年度から昭和四十年までの各年度に係るもの」とするを「昭和四十二年度にあつては「昭和三十八年度から昭和四十年までの各年度に係るもの」とし、昭和四十三年度にあつては「昭和三十九年度、昭和四十年及び昭和四十二年度に係るもの」とする」に改める。

昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案
昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、昭和四十二年度の地方財政の健全な運営を図るため、必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（臨時地方財政交付金）

第二条 昭和四十二年度に限り、地方公共団体に對して、臨時地方財政交付金を交付する。

2 臨時地方財政交付金の総額は、百二十億円とする。

3 臨時地方財政交付金の種類は、第一種交付金及び第二種交付金とし、第一種交付金及び第二

種交付金の総額は、それぞれ九十五億円及び二十五億円とする。

4 第一種交付金は、昭和四十二年分の普通交付税とあわせて算定するものとし、同年分について地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号。以下「法」という。）第二条第四号の基準財政需要額（以下「基準財政需要額」という。）が同条第五号の基準財政収入額（以下「基準財政収入額」という。）をこえる都道府県に對して、次条に定めるところにより交付する。

5 第二種交付金は、市町村及び特別区に對して、第四条に定めるところにより交付する。

（第一種交付金の算定方法等）

第三条 各都道府県に對して交付すべき第一種交付金の額は、第一種交付金の総額を各都道府県に係る法第十条第二項の財源不足額（同項ただし書の規定に該当する場合には、各都道府県に係る同項の式により算定した額）であん分した額とする。

2 第一種交付金は、昭和四十二年十一月に交付する。

（第二種交付金の算定方法等）

第四条 各市町村又は特別区に對して交付すべき第二種交付金の額は、第二種交付金の総額を昭和四十二年四月一日現在における各市町村又は特別区が管理する道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第四号の市町村道（当該市町村又は特別区がその管理について経費を負担しないものその他自治省令で定めるものを除く）の自治省令で定めるところにより算定した延長であん分した額とする。

2 第二種交付金は、昭和四十二年十二月に交付する。

（昭和四十二年分分地方交付税の特例）

第五条 昭和四十二年分の普通交付税を算定す

る場合における法第十条第二項の規定の適用については、同項中「財源不足額」という。）とあるのは「財源不足額」という。）から当該地方団体に對して交付すべき第一種交付金（昭和四十二年分における地方財政の特別措置に関する法律（昭和四十二年法律第 号）第二条第三項の第一種交付金をいう。以下同じ。）の額を控除した額」とし、「総額を」とあるのは「総額

及び第一種交付金の総額の合算額」とし、「算定した額」とあるのは「算定した額から当該地方団体に對して交付すべき第一種交付金の額を控除した額」とし、同項の式の中「財源不足額」とあるのは、「財源不足額」とする。

2 昭和四十二年分の基準財政需要額を算定する場合における法第十二条第一項の規定の適用

については、同項の表の道府県の項中

「八 特定債償還費 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

あるのは、
九 特定債償還費 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「九 特定債償還費 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「十 特定債償還費 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

あるのは、
十 特定債償還費 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

3 昭和四十二年分の基準財政需要額を算定する場合における法第十二条第二項の規定の適用については、同項の表中

「四十一 辺地対策事業費の財源に充てたるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

「四十二 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「四十三 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「四十四 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「四十五 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「四十六 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「四十七 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「四十八 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「四十九 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

る。

4 昭和四十二年度分の基準財政需要額を算定する場合における法第十二条第三項の規定の適用につ

いては、法の別表の道府県の項中

八 特定債償還費	
公共事業費等特定	千円につき二五〇〇〇
の事業費の財源に	
充てられた地方債	
許可された地方債	
に係る元利償還金	

とあるのは、

八 特定債償還費	
公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債を許可された地方債に係る元利償還金	
公共事業費等特定の事業費の財源に充てられたため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	

千円につき二五〇〇〇

千円につき 七二〇〇

とし、同表の市町村の項中

1 道路橋りよう費	
道路の面積	
道路の延長	

一平方メートルにつき一七九〇

とあるのは

一メートルにつき 二六二〇

とし、

九 辺地対策事業債償還費

辺地対策事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金

千円につき 五七〇〇〇

とあるのは

九 辺地対策事業債償還費

辺地対策事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金

策事業費の財源に充てられたため発行を許可されたに係る元利償還金

業費等特定の事業費の財源に充てられたため昭和四度において特別に発行を許可された地方債の

5 昭和四十二年度分の基準財政収入額を算定する場合における法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「特別とん譲与税の収入見込額」とあるのは「特別とん譲与税の収入見込額、

当該市町村に対して交付すべき第二種交付金（昭和四十二年における地方財政の特別措置に関する法律第二条第三項の第二種交付金をいう。以下同じ。）の額」とし、並びに基準率をもつ

て算定した当該指定市」とあるのは、「当該指定市に対して交付すべき第二種交付金の額並びに基準率をもつて算定した当該指定市」とす

については、同項の表の市町村の項中

十二 石油ガス	
譲与税	石油ガス譲与税法第二条の規定によつて算定した額
種交付金	昭和四十二年における地方財政の特別措置に関する法律第四条第一項の規定によつて算定した額

昭和四十二年六月及び九月において交付すべき同年度分の地方交付税の額については、自治省令で定めるところにより、法第十六条第一項の規定の特例を設けることができる。

7 昭和四十二年六月及び九月において交付すべき同年度分の地方交付税の額については、自治省令で定めるところにより、法第十六条第一項の規定の特例を設けることができる。

第六条 各都道府県又は市町村若しくは特別区に對して交付すべき第一種交付金又は第二種交付金の額を算定する場合において、千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 第一種交付金の総額が第三条第一項及び前項の規定によつて各都道府県について算定した額の合算額をこえる場合又は第二種交付金の総額が第四条第一項及び前項の規定によつて各市町村若しくは特別区について算定した額の合算額をこえる場合には、当該超過額は、法第十五条に規定する特別交付税の額の算定の例により、各都道府県に對して交付するものとする。

3 法第八条、第九条及び第十七条の規定は、臨時地方財政交付金の額の算定及び交付について準用する。この場合において、法第十七条中「市町村」とあるのは、「市町村及び特別区」と読み替へるものとする。

4 この法律に定めるもののほか、臨時地方財政交付金の算定及び交付に關し必要な事項は、自治省令で定める。

附 則

6 昭和四十二年度分の基準財政収入額を算定する場合における法第十四条第三項の規定の適用

については、同項の表の市町村の項中

十二 石油ガス	
譲与税	石油ガス譲与税法第二条の規定によつて算定した額
種交付金	昭和四十二年における地方財政の特別措置に関する法律第四条第一項の規定によつて算定した額

昭和四十二年六月及び九月において交付すべき同年度分の地方交付税の額については、自治省令で定めるところにより、法第十六条第一項の規定の特例を設けることができる。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

3 昭和四十二年度において第十一条第三項の規定を適用する場合においては、同項中「収入見込額」とあるのは「収入見込額及び第二種交付金の額の合算額」とし、「及び当該特別とん譲与税の収入見込額」とあるのは「当該特別とん譲与税の収入見込額及び当該第二種交付金の額」とする。

4 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

5 昭和四十二年度において第四条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「収入見込額」とあるのは「収入見込額及び第二種交付金の額の合算額」とし、「及び当該特別とん譲与税の収入見込額」とあるのは「当該特別とん譲与税の収入見込額及び当該第二種交付金の額」とする。

4 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 昭和四十二年度において第五条第二項の規定を適用する場合には、同項中「収入見込額を」とあるのは「収入見込額及び第二種交付金の額の合算額を」とし、「及び当該特別とん譲与税の収入見込額」とあるのは「当該特別とん譲与税の収入見込額及び当該第二種交付金の額」とする。

五月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、千葉県内の有線放送電話に対する国庫補助等に関する請願(第一〇六六号)

第一〇六六号 昭和四十二年五月八日受理

千葉県内の有線放送電話に対する国庫補助等に関する請願

請願者 千葉市市場町二千葉県有線放送連絡協議会内 小堀良男

紹介議員 小沢久太郎君

千葉県内の有線放送電話(市町村営)の運営の万全を期するため、左記の措置を講ぜられたい。

一、老朽化した設備、改修を必要とする施設に対して国庫補助の措置を講ずること。

二、地方起債のわくの拡大と諸条件の緩和を図ること。

三、新たに災害の補助措置を講ずること。

理由

一、本県内の有線放送電話は、自治省の新市町村建設計画によつて国の補助を得て創設された一部を含めて、市町村営が約七十パーセントを占めているが、最近、設備が老朽化し、改修を必要とする施設が多くなっている。

二、同じ有線放送電話施設である農業協同組合経営のものについては、災害の補助措置が行なわれている。

昭和四十二年六月一日印刷

昭和四十二年六月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局